

## ■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価について

### 1. 国等の機関によるグリーン購入調達実績

#### (1) 平成 18 年度の調達実績

国等の機関による平成 18 年度の特定期調達品目(国等の機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)のうち、物品及び役務の調達実績については「平成 18 年度環境物品等の調達の実績の概要(物品及び役務)」、公共工事の調達実績については「平成 18 年度環境物品等の調達の実績の概要(公共工事)」のとおりである。

平成 18 年度における国等の機関の特定期調達物品等の調達実績は、平成 18 年度から新たに追加された品目を含め、大半の特定期調達品目において判断の基準を満たす物品等が 95%以上の高い割合(公共工事分野の品目を除く 156 品目中 147 品目(94.2%))で調達されており、極めて高い水準にある。各分野別の調達状況の概要は、以下のとおり。

#### ① 物品及び役務

紙類については、コピー用紙の調達率は平成 14 年度から平成 16 年度 98.5%、平成 17 年度 98.9%、平成 18 年度 98.6%となっており、極めて高い調達率を維持している。コピー用紙以外の紙類の調達率についても、高い調達率を維持している<sup>1</sup>。また、調達量についても紙類全体で平成 17 年度の 76,556 トンから平成 18 年度の 70,041 トンへ 8.5%の大幅な削減が図られている。

文具類及び機器類については、平成 17 年度と比較可能な大半の品目において同等以上の調達率(文具類は 76 品目中 68 品目、機器類は 10 品目中 9 品目)となっている。また、新たに追加された印箱、公印、鍵かけについても 98%以上の調達率であり、極めて高い水準にある。

OA 機器、家電製品、エアコンディショナー等及び温水器等については、平成 17 年度と比較可能な 22 品目すべてが同等以上の調達率となっている。

自動車(一般公用車)については、平成 18 年度も引き続き一般公用車の切り替え対象車種として定めている低公害車の調達を行い、平成 16 年度において達成した政府の一般公用車すべてが低公害車に切り替えられた状態を維持している。

繊維製品(制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品)については、ふとんの 84.6%、作業手袋の 75.0%が 90%を下回る調達率となっている。なお、平成 17 年度において調達率が 59.7%と低かったふとんについては、調達率が約 25 ポイントの大幅な上昇となっている。

設備のうち太陽光発電システムの設備容量は 417kW となっており、平成 17 年度の 219kW に比べ 1.9 倍となっているが、太陽熱利用システムの集熱面積は平成 17 年度の 119m<sup>2</sup>から 1 m<sup>2</sup>へと大幅に減少している。

役務のうち印刷、自動車整備、新たに追加された庁舎管理、清掃の調達率については、高い

<sup>1</sup> 平成 20 年 1 月に紙類に係る古紙パルプ配合率の偽装が発覚したが、各機関において、調達当時に判断の基準を満足する製品として調達を行っていた場合にあっては、調達を実施した率として算定した

水準となっている。また、省エネルギー診断や食堂については、それぞれ平成 17 年度と同等程度の調達件数となっている。

## ② 公共工事

公共工事については、調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、適用品目の調達率が低いものがあるが、基本方針において以下のとおり定めているところであり、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が推進されている。また、事業の目的等により使用できる資材等が異なるため、単純な比較はできないものの、平成 17 年度と比較すると総じて適用品目の調達率は上昇している。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

## (2) 平成 12 年度以前からの取組の進展

平成 7 年 6 月に閣議決定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）に基づき、各省庁については平成 12 年度までの調達実績の把握を行ってきた。

コピー用紙及び一般公用車について、率先実行計画からの調達状況の推移を示すと図 1-1 及び図 1-2 のとおりである。

### ① コピー用紙

コピー用紙については、調達実績が、平成 7 年度から定常的に向上しており、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 92.6%、平成 14 年度から平成 16 年度は 98.5%、平成 17 年度は 98.9%、平成 18 年度は 98.6%と極めて高い水準に達している。

また、平成 14 年度をピークにコピー用紙の総調達量も 4 年連続で大幅に減少しており、各機関の使用削減努力による成果と評価できる。

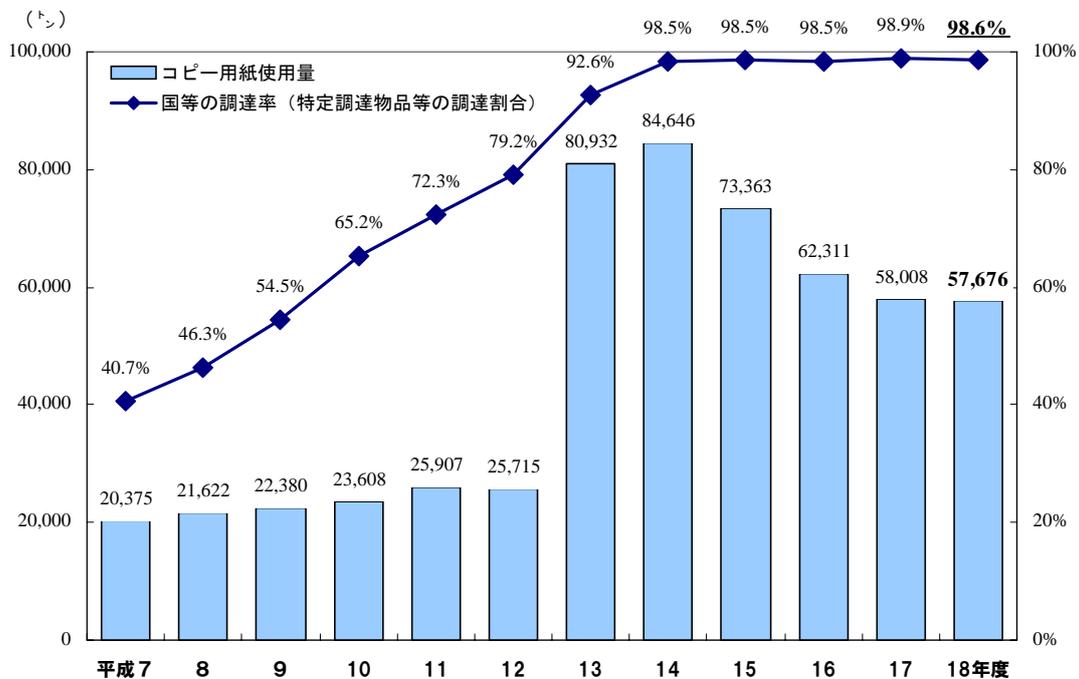


図 1-1 国等の機関によるコピー用紙使用量及び調達率の推移

注) 平成 12 年度までは、率先実行計画実施状況調査において把握された数値。コピー用紙の使用量の集計対象機関は各省庁のみであり、平成 13 年度以降のグリーン購入法による集計対象機関とは異なる。

なお、平成 12 年度まではコピー用紙の使用量及び再生パルプの使用量を把握していたことから、折れ線グラフは再生パルプの調達割合を示しており、参考数値である。

## ② 一般公用車

一般公用車については、原則として、政府のすべての一般公用車について、平成14年度以降3年を目途にこれを低公害車に切り替えることが、平成13年5月に総理より指示されたところであり、これに向けて計画的に低公害車への切り替えが行われた結果、平成16年度において低公害車への切り替えが完了し、平成17年度及び平成18年度においても引き続き政府の一般公用車すべてが低公害車となっている。

率先実行計画より一般公用車への導入を進めてきた低公害車4車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）及びグリーン購入法において一般公用車の切り替え対象車種として定めている低燃費かつ排出ガス75%低減レベルの自動車が一般公用車の保有台数に占める割合は、グリーン購入法が施行された平成13年度においては18.9%であったが、毎年度多くの低公害車の導入が図られ、平成14年度に45.5%、平成15年度に72.9%、そして平成16年度に100%となり、平成17年度及び平成18年度においても100%を維持している。

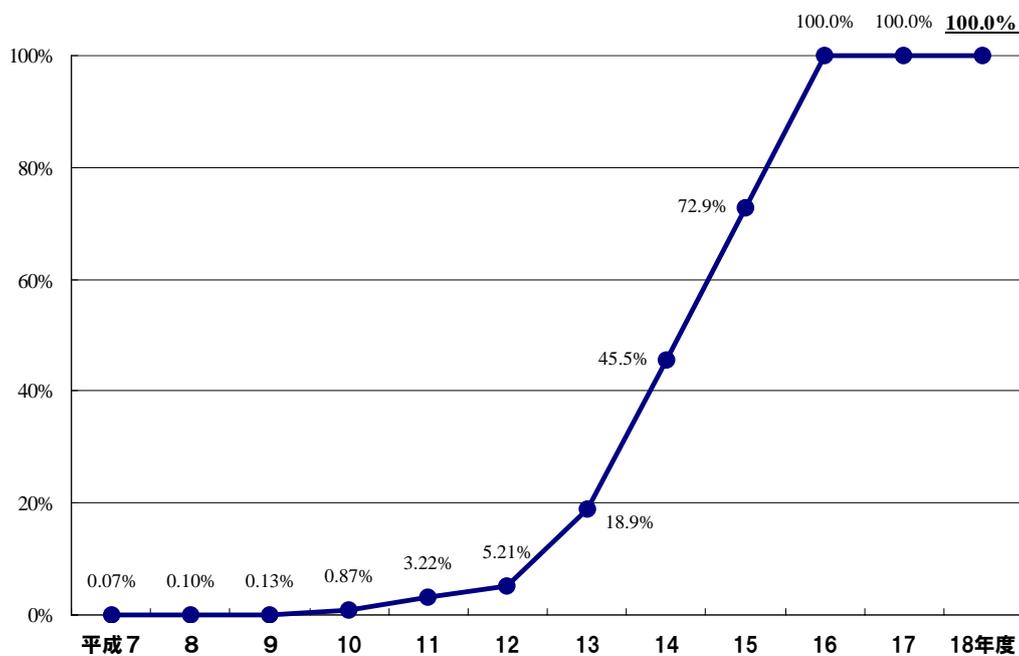


図1-2 一般公用車に占める低公害車の割合の推移

平成18年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦ 増減
紙類 (8)	コピー用紙	100%	57,676トン	56,858トン	98.6%	818トン	98.9%	→
	フォーム用紙	100%	1,025トン	986トン	96.2%	39トン	96.3%	→
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100%	82トン	77トン	94.7%	4トン	97.7%	↓
	ジアゾ感光紙	100%	13トン	13トン	99.6%	0トン	98.5%	↑
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	100%	3,030トン	2,984トン	98.5%	46トン	99.1%	→
	印刷用紙(カラー用紙)	100%	1,313トン	1,298トン	98.9%	14トン	99.7%	→
	トイレトペーパー	100%	6,468トン	6,444トン	99.6%	24トン	99.3%	→
	ティッシュペーパー	100%	434トン	422トン	97.2%	12トン	97.5%	→
文具類 (79)	シャープペンシル	100%	731,967本	730,620本	99.8%	1,347本	99.9%	→
	シャープペンシル替芯	100%	276,578個	275,528個	99.6%	1,050個	99.8%	→
	ボールペン	100%	2,941千本	2,918千本	99.2%	24千本	98.6%	→
	マーキングペン	100%	2,367千本	2,343千本	99.0%	24千本	99.0%	→
	鉛筆	100%	1,427千本	1,404千本	98.4%	22千本	99.8%	↓
	スタンプ台	100%	95,181個	94,954個	99.8%	227個	98.9%	→
	朱肉	100%	99,998個	99,802個	99.8%	196個	99.7%	→
	印章セット	100%	7,753個	7,659個	98.8%	94個	93.9%	↑
	※ 印箱	100%	7,475個	7,369個	98.6%	106個	—%	—
	※ 公印	100%	5,267個	5,241個	99.5%	26個	—%	—
	ゴム印	100%	1,677千個	1,661千個	99.1%	16千個	97.5%	↑
	回転ゴム印	100%	63,417個	62,735個	98.9%	682個	98.9%	→
	定規	100%	115,184個	113,098個	98.2%	2,086個	99.4%	↓
	トレー	100%	59,229個	58,242個	98.3%	987個	97.6%	→
	消しゴム	100%	662,885個	658,571個	99.3%	4,314個	99.9%	→
	ステープラー	100%	114,450個	113,995個	99.6%	455個	99.8%	→
	ステープラー針リムーバー	100%	129,559個	127,194個	98.2%	2,365個	95.9%	↑
	連射式クリップ	100%	72,093個	70,617個	98.0%	1,476個	94.0%	↑
	事務用修正具(テープ)	100%	288,047個	286,730個	99.5%	1,317個	99.6%	→
	事務用修正具(液状)	100%	69,175個	68,166個	98.5%	1,009個	99.4%	→
	クラフトテープ	100%	254,880個	246,600個	96.8%	8,280個	97.4%	→
	粘着テープ(布粘着)	100%	500,878個	483,754個	96.6%	17,124個	96.9%	→
	両面粘着紙テープ	100%	179,531個	178,256個	99.3%	1,275個	99.0%	→
	製本テープ	100%	159,669個	157,401個	98.6%	2,268個	95.2%	↑
	ブックスタンド	100%	59,818個	58,139個	97.2%	1,679個	96.9%	→
	ペンスタンド	100%	6,649個	6,545個	98.4%	104個	98.4%	→
	クリップケース	100%	16,626個	16,565個	99.6%	61個	99.7%	→
	はさみ	100%	84,370個	83,629個	99.1%	741個	98.9%	→
	マグネット(玉)	100%	161,107個	157,423個	97.7%	3,684個	98.2%	→
	マグネット(バー)	100%	89,959個	89,009個	98.9%	950個	98.9%	→
テープカッター	100%	12,889個	12,712個	98.6%	177個	98.5%	→	
パンチ(手動)	100%	28,519個	28,324個	99.3%	195個	99.2%	→	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	100%	5,794個	5,790個	99.9%	4個	99.9%	→	
紙めくりクリーム	100%	44,539個	44,402個	99.7%	137個	99.8%	→	

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦ 増減
	鉛筆削(手動)	100 %	37,045 個	37,015 個	99.9 %	30 個	99.4 %	→
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	100 %	81,096 個	80,678 個	99.5 %	418 個	99.4 %	→
	OAクリーナー(液タイプ)	100 %	7,702 個	7,652 個	99.4 %	50 個	70.2 %	↑
	ダストブロワー	100 %	28,763 個	28,642 個	99.6 %	121 個	99.2 %	→
	レターケース	100 %	54,618 個	54,264 個	99.4 %	354 個	99.1 %	→
	メディアケース(FD・CD・MO用)	100 %	158,184 個	141,240 個	89.3 %	16,944 個	95.3 %	↓
	マウスパッド	100 %	57,987 個	57,304 個	98.8 %	683 個	98.1 %	→
	OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)	100 %	12,921 個	12,751 個	98.7 %	170 個	96.1 %	↑
	丸刃式紙裁断機	100 %	950 台	939 台	98.8 %	11 台	98.7 %	→
	カッターナイフ	100 %	78,996 個	78,264 個	99.1 %	732 個	99.2 %	→
	カッティングマット	100 %	12,815 個	12,794 個	99.8 %	21 個	99.5 %	→
	デスクマット	100 %	37,074 個	36,781 個	99.2 %	293 個	99.0 %	→
	OHPフィルム	100 %	149,992 個	142,077 個	94.7 %	7,915 個	97.9 %	↓
	絵筆	100 %	23,231 個	23,034 個	99.2 %	197 個	98.9 %	→
	絵の具	100 %	26,556 個	26,346 個	99.2 %	210 個	98.3 %	→
	墨汁	100 %	1,836 個	1,829 個	99.6 %	7 個	99.0 %	→
	のり(液状)	100 %	275,797 個	274,628 個	99.6 %	1,169 個	99.1 %	→
	のり(澱粉のり)	100 %	14,418 個	14,414 個	99.9 %	4 個	99.3 %	→
	のり(固形)	100 %	502,865 個	502,291 個	99.9 %	574 個	99.6 %	→
	のり(テープ)	100 %	238,761 個	236,423 個	99.0 %	2,338 個	99.0 %	→
	ファイル	100 %	13,323 千冊	13,244 千冊	99.4 %	78 千冊	99.1 %	→
	バインダー	100 %	1,116 千冊	1,113 千冊	99.8 %	2 千冊	99.7 %	→
	ファイリング用品	100 %	2,731 千個	2,658 千個	97.3 %	73 千個	98.8 %	↓
	アルバム	100 %	57,938 個	57,803 個	99.8 %	135 個	61.5 %	↑
	つづりひも	100 %	2,241 千個	2,213 千個	98.8 %	27 千個	98.3 %	→
	カードケース	100 %	957,283 個	949,344 個	99.2 %	7,939 個	99.6 %	→
	事務用封筒(紙製)	100 %	186,303 千枚	185,555 千枚	99.6 %	748 千枚	99.4 %	→
	窓付き封筒(紙製)	100 %	131,159 千枚	131,015 千枚	99.9 %	144 千枚	99.6 %	→
	けい紙・起案用紙	100 %	1,322 千個	1,270 千個	96.0 %	52 千個	100.0 %	↓
	ノート	100 %	688,096 冊	671,534 冊	97.6 %	16,562 冊	97.4 %	→
	タックラベル	100 %	1,046 千個	1,032 千個	98.7 %	14 千個	98.8 %	→
	パンチラベル	100 %	1,091 千個	1,079 千個	98.9 %	12 千個	99.5 %	→
	インデックス	100 %	246,644 個	245,097 個	99.4 %	1,547 個	99.0 %	→
	付箋紙	100 %	2,442 千個	2,422 千個	99.2 %	20 千個	99.6 %	→
	付箋フィルム	100 %	38,720 個	38,572 個	99.6 %	148 個	98.8 %	→
	黒板拭き	100 %	6,366 個	6,365 個	99.9 %	1 個	99.6 %	→
	ホワイトボード用イレーザー	100 %	19,774 個	19,614 個	99.2 %	160 個	99.2 %	→
	額縁	100 %	27,591 個	27,284 個	98.9 %	307 個	96.8 %	↑
	ごみ箱	100 %	47,559 個	46,825 個	98.5 %	734 個	96.9 %	↑
	リサイクルボックス	100 %	26,862 個	26,813 個	99.8 %	49 個	98.9 %	→
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100 %	340 個	336 個	98.8 %	4 個	99.9 %	↓
	名札(机上用)	100 %	36,953 個	36,794 個	99.6 %	159 個	98.6 %	→
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100 %	606,374 個	599,842 個	98.9 %	6,532 個	98.0 %	→
※	鍵かけ	100 %	11,034 個	10,974 個	99.5 %	60 個	- %	-

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦増減	
機器類 (10)	いす	100 %	215,809 脚	213,713 脚	99.0 %	2,096 脚	99.3 %	→	
	机	100 %	87,954 台	87,457 台	99.4 %	497 台	99.6 %	→	
	棚	100 %	39,096 連	38,838 連	99.3 %	258 連	99.0 %	→	
	収納用什器(棚以外)	100 %	67,860 台	67,486 台	99.4 %	374 台	99.4 %	→	
	ローパーティション	100 %	23,965 台	23,828 台	99.4 %	137 台	99.6 %	→	
	コートハンガー	100 %	1,807 台	1,790 台	99.1 %	17 台	99.4 %	→	
	傘立て	100 %	2,435 台	2,415 台	99.2 %	20 台	97.6 %	↑	
	掲示板	100 %	6,094 個	6,039 個	99.1 %	55 個	99.5 %	→	
	黒板	100 %	851 個	836 個	98.2 %	15 個	99.3 %	↓	
ホワイトボード	100 %	11,795 個	11,615 個	98.5 %	180 個	98.2 %	→		
O A 機器 (13)	コピー機等合計	購入	100 %	17,303 台	17,272 台	99.8 %	31 台	99.6 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		20,376 台	18,647 台		1,729 台	-	-
	プリンタ等合計	購入	100 %	60,419 台	60,252 台	99.7 %	167 台	99.5 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		40,304 台	39,108 台		1,196 台	-	-
	ファクシミリ	購入	100 %	5,899 台	5,867 台	99.5 %	32 台	99.0 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		1,420 台	1,295 台		125 台	-	-
	スキャナ	購入	100 %	8,610 台	8,580 台	99.7 %	30 台	99.2 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		5,060 台	5,044 台		16 台	-	-
	磁気ディスク装置	購入	100 %	53,116 台	52,725 台	99.3 %	391 台	98.6 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		23,769 台	23,488 台		281 台	-	-
	ディスプレイ	購入	100 %	75,284 台	75,027 台	99.7 %	257 台	99.0 %	→
		リース・レンタル(新規)							
リース・レンタル(継続)			46,579 台	44,079 台		2,500 台	-	-	
シュレッダー	購入	100 %	6,995 台	6,946 台	99.3 %	49 台	98.7 %	→	
	リース・レンタル(新規)								
	リース・レンタル(継続)		175 台	173 台		2 台	-	-	
デジタル印刷機	購入	100 %	917 台	917 台	100.0 %	0 台	99.9 %	→	
	リース・レンタル(新規)								
	リース・レンタル(継続)		128 台	127 台		1 台	-	-	
※	記録用メディア	100 %	1,385 千個	1,365 千個	98.6 %	19 千個	-	-	
※	一次電池又は小型充電式電池	100 %	1,948 千個	1,928 千個	99.0 %	19 千個	-	-	
家電製品 (4)	電気冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫	購入	100 %	9,162 台	9,013 台	98.4 %	149 台	98.5 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		80 台	80 台		0 台	-	-
	電気便座	購入	100 %	2,246 台	2,208 台	98.3 %	38 台	98.3 %	→
		リース・レンタル(新規)							
リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		0 台	-	-	

分野	品目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦ 増減
エアコンディショナー等(3)	エアコンディショナー	購入	100 %	5,810 台	5,780 台	99.5 %	30 台	99.8 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ガスヒートポンプ式冷 暖房機	購入	100 %	435 台	435 台	100.0 %	0 台	99.4 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ストーブ	購入	100 %	3,115 台	3,061 台	98.3 %	54 台	97.6 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
温 水 器 等 (4)	電気給湯器	購入	100 %	665 台	659 台	99.1 %	6 台	98.3 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ガス温水機器	購入	100 %	1,255 台	1,240 台	98.8 %	15 台	97.0 %	↑
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	石油温水機器	購入	100 %	30 台	30 台	100.0 %	0 台	100.0 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ガス調理機器	購入	100 %	901 台	888 台	98.6 %	13 台	96.7 %	↑
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
照 明 (3)	蛍光灯照明器具	Hfインバータ方式器具	100 %	52,908 台	52,908 台	99.6 %	315 台	99.6 %	→
		インバータ方式以外器具							
	蛍光灯ランプ	高周波点灯専用形(Hf)	100 %	370,623 本	370,623 本	97.3 %	36,689 本	95.7 %	↑
		ラピッドスタート形又はスタータ形							
	※電球形状のランプ	LEDランプ	100 %	128,981 個	125,228 個	98.1 %	3,753 個	—	—
		LED以外の電球形状ランプ							

分野	品目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦ 増減	
自動車等 (5)	電気自動車	購入		1台	1台			-	-	
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		1台	1台			-	-	
	天然ガス自動車	天然ガス自動車		0台	0台				-	-
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			-	-	
	メタノール自動車	購入		0台	0台				-	-
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			-	-	
	ハイブリッド自動車	ハイブリッド自動車		147台	147台				-	-
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		25台	25台			-	-	
	燃料電池自動車	購入		1台	1台				-	-
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		6台	6台			-	-	
	17年度低排出 75%低減かつ 低燃費	購入		846台	846台				-	-
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)		130台	130台			-	-	
	計	購入								
		リース・レンタル(新規)		995台	995台	100.0%	0台	100.0	→	
		リース・レンタル(継続)		162台	162台		0台	-	-	
その他	購入		75台				75台	-	-	
	リース・レンタル(新規)									
	リース・レンタル(継続)		81台			81台	-	-		
合計	購入									
	リース・レンタル(新規)		1,070台	995台	93.0%	75台	96.5%	↓		
	リース・レンタル(継続)		243台	162台		81台	-	-		

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦増減	
一般 公用 車 以外	電気自動車	購入		3台	3台		-	-	
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			-	-
	天然ガス自動車	購入		4台	4台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			-	-
	メタノール自動車	購入		0台	0台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			-	-
	ハイブリッド自動車	購入		86台	86台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		2台	2台			-	-
	燃料電池自動車	購入		0台	0台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		3台	3台			-	-
	17年度低排出 75%低減かつ 低燃費	購入		1,227台	1,227台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)		316台	316台			-	-
	17年度低排出 50%低減かつ 低燃費	購入		1,760台	1,760台			-	-
		リース・レンタル(新規)							
リース・レンタル(継続)			67台	67台			-	-	
その他	購入		512台	0台		512台	-	-	
	リース・レンタル(新規)								
	リース・レンタル(継続)		415台	0台		415台	-	-	
合計	購入		3,592台	3,080台	85.7%	512台	54.0%	↑	
	リース・レンタル(新規)								
	リース・レンタル(継続)		803台	388台		415台	-	-	
	ETC対応車載器		1,643個	1,643個	100.0%		100.0%	→	
	カーナビゲーションシステム		2,054個	2,054個	100.0%		100.0%	→	
※	一般公用車用タイヤ		13,660本	13,443本	98.4%	217本	-	-	
※	2サイクルエンジン油		16,677ℓ	16,490ℓ	98.9%	188ℓ	-	-	
消火器 (1)	消火器	100%	26,490本	26,318本	99.4%	172本	96.0%	↑	
制服・作業服 (2)	制服	100%	362,781着	335,098着	92.4%	27,683着	95.9%	↓	
	作業服	100%	164,798着	154,517着	93.8%	10,281着	90.8%	↑	

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦増減	
インテリア ・寝装寝具 (9)	カーテン	100 %	18,071 枚	17,499 枚	96.8 %	572 枚	98.3 %	↓	
	タフテッドカーペット	100 %	5,437 m <sup>2</sup>	5,355 m <sup>2</sup>	98.5 %	82 m <sup>2</sup>	98.7 %	→	
	タイルカーペット	100 %	1,846 千m <sup>2</sup>	1,842 千m <sup>2</sup>	99.8 %	3 千m <sup>2</sup>	99.7 %	→	
	織じゆうたん	100 %	320,785 m <sup>2</sup>	320,704 m <sup>2</sup>	99.9 %	81 m <sup>2</sup>	99.3 %	→	
	ニードルパンチカーペット	100 %	7,619 m <sup>2</sup>	7,574 m <sup>2</sup>	99.4 %	45 m <sup>2</sup>	98.1 %	↑	
	毛布	購入	100 %	567,987 枚	567,584 枚	99.9 %	403 枚	99.9 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ふとん	購入	100 %	1,168 千枚	988 千枚	84.6 %	180 千枚	59.7 %	↑
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ベッドフレーム	購入	100 %	1,916 台	1,819 台	94.9 %	97 台	87.4 %	↑
		リース・レンタル(新規)							
リース・レンタル(継続)									
マットレス	購入	100 %	270,602 個	270,582 個	99.9 %	20 個	99.9 %	→	
	リース・レンタル(新規)								
	リース・レンタル(継続)								
作業手袋 (1)	作業手袋	100 %	1,168 千組	876 千組	75.0 %	292 千組	81.0 %	↓	
その他繊維製品 (3)	集会用テント	購入	100 %	736 台	721 台	98.0 %	15 台	98.8 %	→
		リース・レンタル(新規)							
		リース・レンタル(継続)							
	ブルーシート	購入	100 %	7,896 枚	7,820 枚	99.0 %	76 枚	93.5 %	↑
		リース・レンタル(新規)							
リース・レンタル(継続)									
防球ネット	100 %	170 枚	165 枚	97.1 %	5 枚	100.0 %	↓		
設備 (4)	太陽光発電システム		417 kw	417 kw	100.0 %				
	太陽熱利用システム		1 m <sup>2</sup>	1 m <sup>2</sup>	100.0 %				
	燃料電池		9 kw	9 kw	100.0 %				
	生ゴミ 処理機	食堂事業者が設置		88 台	88 台	100.0 %			
		自ら設置	購入						
リース・レンタル(新規)									
リース・レンタル(継続)									

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量	⑥平成17年度の 調達率	⑦ 増減	
公共工事 (58)	「平成18年度環境物品等の調達の実績の概要(公共工事)」参照								
役務 (7)	省エネルギー診断		95 件	95 件	100.0 %		—	—	
	印刷	100 %	1,118 千件	1,113 千件	99.6 %	5 千件	99.5 %	→	
	食堂		1,926 件	1,926 件	100.0 %		—	—	
		生ゴミ処理機設置 処理委託							
		自動車専用タイヤ更生		224 件	224 件	100.0 %		100.0 %	—
		自動車整備		14,140 件	13,850 件	97.9 %	290 件	94.3 %	↑
		判断基準を要件として求めて発注したもの			1,616 件				
※	庁舎管理		4,837 件	4,796 件	99.2 %	41 件	—	—	
※	清掃		10,048 件	9,970 件	99.2 %	78 件	—	—	

注1：各品目の数値については精査中。

注2：品目の「※」印は、平成18年度において特定調達品目に追加された品目である。

注3：「①目標値」については、国、独立行政法人等の最頻値を記載している。

注4：「⑥平成17年度の調達率」は、平成17年度の品目ごとの特定調達物品等の調達率である。

注5：「⑦増減」は、平成17年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い(±1ポイント未満)の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

注6：OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、自動車、インテリア・寝装寝具の毛布等の「購入」及び「リース・レンタル(新規)」については、合算して計上している。

注7：設備の「生ゴミ処理機」及び役務の「食堂」については、合算して計上している。

平成18年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成17年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合計 (=①+②)			
盛土材等	建設汚泥から発生した処理土	m <sup>3</sup>	531,477	433,234	1,650,872	73.8%	22.1%	↑
	土工用水砕スラグ	m <sup>3</sup>	592,486					
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m <sup>3</sup>	75,064					
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m <sup>3</sup>	18,611					
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m <sup>3</sup>	41,430	221,828	263,258	15.7%	29.9%	↓
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル材	再生加熱アスファルト混合物	t	5,332,273	135,708	5,473,196	97.5%	89.9%	↑
	アスファルト混合物	t	5,215					
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m <sup>3</sup>	46,557	85,523	160,087	46.6%	46.9%	→
	フェロニッケルスラグ骨材	m <sup>3</sup>	845					
	銅スラグ骨材	m <sup>3</sup>	7,745					
	電気炉酸化スラグ骨材	m <sup>3</sup>	19,417					
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m <sup>3</sup>	2,888,110	199,593	4,281,127	95.3%	87.2%	↑
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル材	再生骨材等	m <sup>3</sup>	1,193,424					
小径丸太	間伐材	m <sup>3</sup>	61,582					
混合セメント	高炉セメント	t	993,324	69,434	1,075,641	93.5%	96.9%	↓
	フライアッシュセメント	t	12,882					
	生コンクリート(高炉)	m <sup>3</sup>	7,718,149	391,774	8,119,367	95.2%	88.9%	↑
	生コンクリート(フライアッシュ)	m <sup>3</sup>	9,444					
セメント	エコセメント	個	15,104					
		m <sup>3</sup>	18,574					

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成17年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合計 (=①+②)			
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m <sup>3</sup>	44,194					
	透水性コンクリート2次製品	個	2,110,721					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m <sup>3</sup>	39,110	17,710	56,819	68.8%	87.8%	↓
塗料	下塗用塗料(重防食)	kg	886,808	22,301	909,109	97.5%	95.9%	↑
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	m <sup>2</sup>	1,851,081	13,455	1,864,536	99.3%	97.8%	↑
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m <sup>2</sup>	52,594	4,977	57,571	91.4%	87.5%	↑
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m <sup>2</sup>	24,440	1,237	25,677	95.2%	100.0%	↓
	再生材料を用いた防砂シート(吸出防止材)	m <sup>2</sup>	797,746	297,124	1,094,870	72.9%	37.2%	↑
園芸資材	パークたい肥	kg	14,949,686	1,421,515	18,198,255	92.2%	88.1%	↑
	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	1,827,054					
道路照明	環境配慮型道路照明	台	8,556	414	8,970	95.4%	82.0%	↑
タイル	陶磁器質タイル	m <sup>2</sup>	278,450	22,343	300,793	92.6%	86.8%	↑
建具	断熱サッシ・ドア	工事数	995					
製材等	製材	m <sup>3</sup>	321,961					—
	集成材	m <sup>3</sup>	1,771					—
	合板	m <sup>2</sup>	744,813					—
		m <sup>3</sup>	32,981					—
	単板積層材	m <sup>3</sup>	9,082					—
再生木質ボード	パーティクルボード	m <sup>2</sup>	242,065	1,056	243,121	99.6%	100.0%	→
	繊維板	m <sup>2</sup>	6,533	279	6,811	95.9%	86.5%	↑
	木質系セメント板	m <sup>2</sup>	32,899	1,152	34,050	96.6%	96.8%	→

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成17年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合計 (=①+②)			
ビニル系床材	ビニル系床材	m <sup>2</sup>	516,311	46,103	562,414	91.8%	—	—
断熱材	断熱材	工事数	5,494					
照明機器	照明制御システム	工事数	5,313	627	5,940	89.4%	94.0%	↓
変圧器	変圧器	台	1,277	9	1,286	99.3%	96.4%	↑
空調用機器	吸収冷温水機	台	123	4	127	96.9%	91.4%	↑
	氷蓄熱式空調機器	台	180	93	273	65.9%	94.1%	↓
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	1,419	122	1,541	92.1%	80.4%	↑
配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	m	191,801	38,614	230,414	83.2%	56.5%	↑
		工事数	128	38	166	77.1%	—	—
衛生器具	自動水栓	工事数	1,534	38	1,572	97.6%	95.9%	↑
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	1,064	21	1,085	98.1%	98.6%	→
	水洗式大便器	工事数	2,297	25	2,322	98.9%	98.2%	→
建設機械	排出ガス対策型	工事数	13,777	607	14,384	95.8%	94.2%	↑
	低騒音型	工事数	8,582	396	8,978	95.6%	93.9%	↑
	排出ガス対策型	機種	47,788	991	48,779	98.0%	—	—
	低騒音型	機種	19,394	310	19,704	98.4%	—	—
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数	1,173	16	1,189	98.7%	91.3%	↑
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	工事数	87	5	92	94.6%	93.3%	↑
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数	607	40	647	93.8%	97.9%	↓
舗装(表層)	路上表層再生工法	工事数	1,316					
		m <sup>2</sup>	85,593					

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①/③	⑤平成17年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合計 (=①+②)			
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	工事数	121					
		m <sup>2</sup>	111,574					
法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	314	91	405	77.5%	85.6%	↓
		m <sup>2</sup>	833,603	297,698	1,131,301	73.7%	63.0%	↑
高機能塗装	排水性塗装	工事数	524					
		m <sup>2</sup>	4,694,122					
	透水性舗装	工事数	305					
		m <sup>2</sup>	754,605					
屋上緑化	屋上緑化	工事数	14					
		m <sup>2</sup>	17,503					

注1：各品目の数値については精査中。

注2：品目名については、平成18年度基本方針に基づく名称としている。

注3：類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

注4：間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、断熱材、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、排水性舗装、透水性舗装および屋上緑化の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

注5：基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。

注6：「エコセメント」の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、個数で計上している場合とm<sup>2</sup>で計上している場合がある。

注7：「排水用再生硬質塩化ビニル管」の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、mで計上している場合と工事数で計上している場合がある。

注8：建設機械の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を、工事数で計上している場合と機種数で計上している場合がある。

注9：路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法、排水性塗装、透水性舗装及び屋上緑化の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を工事数で計上している場合とm<sup>2</sup>で計上している場合がある。

注10：「⑥増減」は、平成17年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い(±1ポイント未満)の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

## 2. 国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算

平成 18 年度において、グリーン購入法に基づき国等の機関が調達した特定調達物品等の調達実績からグリーン購入法施行前後における環境負荷低減効果を試算した結果<sup>1</sup>は、以下のとおりである<sup>2</sup>。

### (1) 文具類

#### ① 筆記具

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率（図 3-1～図 3-4 参照）と平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると表 2-1 のとおりであり、合計で **19 トンの削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **52t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果**となる。

#### 【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40% で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出計数は 2,695kg-CO<sub>2</sub>/ト<sup>3</sup>

表 2-1 国等の機関のグリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算

品 目	平成 12 年度 市場シェア	総 調 達 量 (千本/千個)	特 定 調 達 物品等調達量 (千本/千個)	プラスチック 使用削減量 (ト)	焼却した場合の CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
シャープ® ペンシル	15.7%	732	731	1.8	5.0
シャープ® ペンシル替芯	4.3%	277	276	0.8	2.2
ボールペン	13.0%	2,941	2,918	8.0	21.7
マーキングペン	16.3%	2,367	2,343	8.7	23.5
合 計	—	6,317	6,267	19.4	52.3

#### ② ファイル、バインダー

##### ◆ 紙製ファイル及び紙製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率（図 3-5 及び図 3-7 参照）と平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算すると以下のとおりであり、合計で **1.1 千 m<sup>3</sup>の削減効果**となる。

<sup>1</sup> 以下の試算結果については、有効数字や四捨五入等の端数処理の関係で試算値が一致しないことがある

<sup>2</sup> なお、紙類については、製紙業界全体に及ぶ古紙配合率偽装問題により、調達した紙類製品の個別の古紙パルプ配合量等が不明であり、環境負荷低減効果の試算及び市場形成効果の評価を行うことは困難なため、実施していない。

<sup>3</sup> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）施行令第 3 条に定める二酸化炭素排出係数

#### 【試算の前提】

- 紙及び板紙を生産するために使用したパルプの消費量は 12,266 千<sup>ト</sup> (平成 18 年)<sup>4</sup>
- パルプ材 (原木及びチップ) の消費量は 35,117 千 m<sup>3</sup> (平成 18 年)<sup>5</sup>
  - ⇒ パルプ 1<sup>ト</sup> 当たりのパルプ材消費量は 2.86m<sup>3</sup>/<sup>ト</sup>
- 品目ごとの製品の紙重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 古紙パルプ配合率は特定調達品目の判断の基準の 70% で試算
- 国等の紙製のファイル及び紙製のバインダーの購入割合は特定調達物品の国内出荷量の割合を使用 (紙製のファイル 83.5%、紙製のバインダー 32.7%)

$$\text{ファイル： (13,244 - 13,323 \times 0.813) (千冊) \times 274 (g/冊) \times 2.86 (m^3/ト)} \\ \times 0.835 \times 0.7 = \underline{1,097 (m^3)}$$

$$\text{バインダー： (1,113 - 1,116 \times 0.739) (千冊) \times 274 (g/冊) \times 2.86 (m^3/ト)} \\ \times 0.380 \times 0.7 = \underline{52 (m^3)}$$

(参考) 合計 0.8 千 t-CO<sub>2</sub> (=0.2 千 t-C) の二酸化炭素固定量に相当<sup>5</sup>

#### ◆ プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率 (図 3-6 及び図 3-8 参照) と平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、原材料として使用される **プラスチックの削減量** を試算すると以下のとおりであり、合計で **74<sup>ト</sup>の削減効果** となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **200t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果** となる。

#### 【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40% で試算
- 国等のプラスチック製のファイル及びプラスチック製のバインダーの購入割合は特定調達物品の国内出荷量の割合を使用 (プラスチック製のファイル 16.5%、プラスチック製のバインダー 67.3%)
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出計数は 2,695kg-CO<sub>2</sub>/<sup>ト</sup>

$$\text{ファイル： (13,244 - 13,323 \times 0.291) (千冊) \times 100 (g/冊) \times 0.165 \times 0.4 = \underline{61 (ト)}}_$$

$$\text{バインダー： (1,113 - 1,116 \times 0.577) (千冊) \times 100 (g/冊) \times 0.673 \times 0.4 = \underline{13 (ト)}}_$$

焼却処理された場合 200t-CO<sub>2</sub> の二酸化炭素が排出

### ③ 定規、ステープラー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率 (図 3-10 及び図 3-

<sup>4</sup> 紙・パルプ・プラスチック・ゴム製品統計年報

<sup>5</sup> 二酸化炭素固定量は、針葉樹の容積密度 0.4、炭素含有量 0.5 で算定 (以下、紙の試算において同じ。)。林野庁「森林吸収源対策推進プラン策定要領」(平成 15 年 3 月)

ー11 参照) と平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、原材料として使用される**プラスチックの削減量**を試算すると以下のとおりであり、合計で **2.4 ㌧の削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **6.5t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果**となる。

$$\begin{aligned} \text{定規} &: (113-115 \times 0.022) \text{ (千個)} \times 34 \text{ (g/個)} \times 0.4 = \underline{1.5 \text{ (㌧)}} \\ \text{ステープラー} &: (114.5-114.0 \times 0.156) \text{ (千個)} \times 24 \text{ (g/個)} \times 0.4 = \underline{0.9 \text{ (㌧)}} \end{aligned}$$

焼却処理された場合 6.5t-CO<sub>2</sub> の二酸化炭素が排出

#### 【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値（ステープラーについては小型の製品）
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40% で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出計数は 2,695kg-CO<sub>2</sub>/㌧

#### ④ その他のプラスチック製文具類

上記①～③以外の特定調達品目のうち、主要材料がプラスチックである品目について、平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、原材料として使用される**プラスチックの削減量**を試算すると以下のとおりであり、合計で **174 ㌧の削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **470t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果**となる。

$$\sum_{i: \text{品目}} W_i \times R_i \times Q_i \times (GP_i - MS00_i) = \underline{174 \text{ (㌧)}}$$

$W_i$  : 製品のプラスチック重量、 $R_i$  : 再生プラスチックの割合、  
 $Q_i$  : 特定調達物品の調達量、 $GP_i$  : 特定調達物品の調達率、  
 $MS00_i$  : 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率  
 焼却処理された場合 470t-CO<sub>2</sub> の二酸化炭素が排出

#### 【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出計数は 2,695kg-CO<sub>2</sub>/㌧
- 主要材料がプラスチックである特定調達品目の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率は 20% と想定<sup>6</sup>

<sup>6</sup> 平成 12 年度における主要な文具類の特定調達物品の市場占有率は、筆記具が約 4～16%、定規 2.2%、ステープラー 15.6%、紙製ファイル 81.3%、プラスチック製ファイル 29.1%、紙製バインダー 73.9%、プラスチック製バインダー 57.7% となっており、市場占有率の高いファイル及びバインダー以外は、20% 未満となっている

## ⑤ ダストブロワー

ダストブロワーについて、特定調達品目へ追加される前の平成 15 年度と比較して、国等が調達した特定調達物品から温室効果ガス排出削減量を試算すると以下のとおり。

### 【温室効果ガス排出削減量の試算】

$$28,642 \text{ (個)} \times 500 \text{ (g-HFCs/個)} \times (1,300 - 140) \times 0.9 = \underline{14,951 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

### 【試算の前提】

- 製品への HFCs 封入量（約 500g）は生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリングによる
- 調達した製品は当該年度内にすべて使用するものとして試算
- 平成 15 年度におけるダストブロワーの HFC134a 充填製品の市場シェアは 90%程度<sup>7</sup>
- ダストブロワーは HFC134a（地球温暖化係数 1,300）から HFC152a（地球温暖化係数 140）への代替とする

## (2) OA 機器

### ① コピー機

コピー機について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率を想定し、平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(302 - 233) \text{ (kWh/台)} \times 17,303 \text{ (台)} \times (0.998 - 0.333) \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{328 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 9 年度におけるコピー機の年間消費電力量は 337kWh/台<sup>8</sup>
  - ⇒ エネルギー消費原単位は標準発熱量（原油 38.2MJ/ℓ、電気 3.6MJ/kWh）から算出<sup>9</sup>
- コピー機の目標年度（平成 18 年度）における基準年度（平成 9 年度）からのエネルギー消費効率の改善率は 31%<sup>10</sup>

<sup>7</sup> 生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリング。なお、国内におけるダストブロワーの販売量は 650 万台前後と推計されており、HFC134a がすべて HFC152a に代替されると仮定すると、約 340 万 t-CO<sub>2</sub> の温室効果ガス削減効果が得られるものと見込まれる

<sup>8</sup> 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会（第 1 回、平成 15 年 12 月）資料によると、平成 9 年度の複写機（複合機を含む）の普及台数は 3,997 千台、エネルギー消費量は 127 千 kl（原油換算）

<sup>9</sup> 資源エネルギー庁編「平成 17 年度版総合エネルギー統計」

<sup>10</sup> 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会複写機判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 10 年 12 月）

- ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 302kWh/台<sup>11</sup>
- ⇒ 特定調達物品の年間消費電力量は 233 kWh/台（省エネ法トップランナー基準）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh<sup>12</sup>
- 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率は 33.3%<sup>13</sup>

## ② ファクシミリ

ファクシミリについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率を想定し、平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における**二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）**を試算すると以下のとおり。

### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(320 - 117) \text{ (kWh/台)} \times 5,899 \text{ (台)} \times (0.995 - 0.250) \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{365 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 対象機器は 12ppm のファクシミリとし、通常機器の待機時消費電力と特定調達物品の待機時消費電力（低電力モード消費電力）の差から待機時年間消費電力量を試算<sup>14</sup>
  - ⇒ 通常機器の待機時消費電力は 41W/台
  - ⇒ 特定調達物品の待機時消費電力は 15W/台（国際エネルギープログラム基準）
  - ⇒ 年間待機時間（時間）＝24（時間）×365（日）－4（時間）×20（日）×12（月）
- 待機時年間消費電力量（kWh/台）＝待機時消費電力×年間待機時間
  - ⇒ 通常機器の待機時消費電力量は 320kWh/台
  - ⇒ 特定調達物品の待機時消費電力は 117kWh/台
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率は 25.0%<sup>15</sup>

<sup>11</sup> 基準年度の平成 9 年度から目標年度の平成 18 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として算定

<sup>12</sup> 電気事業連合会「電気事業における環境行動計画」（平成 19 年 9 月）における平成 18 年度の使用端二酸化炭素排出原単位

<sup>13</sup> 基準年度から目標年度までの毎年の市場占有率の伸びを一定とし、目標年度において市場占有率が 100%となるものとして算定（以下の省エネ法に基づく特定機器において同様。）

<sup>14</sup>（財）省エネルギーセンターホームページ「国際エネルギースタープログラムの全般的解説（登録制度・基準値等について）」。「昼間（8 時間）の半分（4 時間）は稼動状態または稼動準備状態（稼動時またはレディー時の消費電力は通常機器と特定調達物品は同じとする）とし、それ以外の時間帯は通電待機状態と想定

<sup>15</sup>（財）省エネルギーセンター「米国におけるエネルギースタープログラムの制度内容等に関する調査報告書」によると、エネルギースタープログラムの基準設定要件は市場における製品のエネルギー効率の上位 25%を根拠としている

### (3) 家電製品・エアコン等

#### ① 電気冷蔵庫等

電気冷蔵庫等について、グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品の市場占有率を想定し、平成18年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

#### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(574-445) \text{ (kWh/台)} \times 9,162 \text{ (台)} \times (0.984-0.333) \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{316 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

#### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成10年度（基準年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は639kWh/台<sup>16</sup>
- 平成16年度（目標年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は445kWh/台<sup>17</sup>
- 目標年度における基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は30.4%<sup>17</sup>
  - ⇒ 平成12年度における年間消費電力量は574kWh/台
  - ⇒ 特定調達物品の年間消費電力量は445kWh/台（省エネ法トップランナー基準）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 平成12年度における特定調達物品の市場占有率は33.3%

#### ② 電気便座

電機便座について、グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品の市場占有率を想定し、平成18年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

#### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(281-253) \text{ (kWh/台)} \times 2,246 \text{ (台)} \times (0.983-0.167) \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{21 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

#### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成12年（基準年）における電気便座の年間消費電力量は281kWh/台<sup>17</sup>
- 平成18年度（目標年度）における電気便座の年間消費電力量は253kWh/台<sup>18</sup>

<sup>16</sup> 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会電気冷蔵庫判断基準小委員会最終とりまとめ（平成11年6月）

<sup>17</sup> 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会暖房用・保温用電熱用品判断基準小委員会最終とりまとめ（平成14年4月）

- 目標年度における基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は 10.0%<sup>18</sup>
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率は 16.7%

### ③ エアコン

エアコンについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率を想定し、平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

#### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(1,228 - 1,097) \text{ (kWh/台)} \times 5,810 \text{ (台)} \times (0.995 - 0.429) \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{177 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

#### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 冷房能力 2.8kW クラスの冷暖房兼用エアコンを対象として試算
  - ⇒ 省エネ法のエネルギー消費効率は COP で設定（COP=4.90）
- 冷房及び暖房の COP と冷房時及び暖房時消費電力量との回帰式から年間消費電力量を推定<sup>18</sup>
  - ⇒ トップランナー基準（冷暖房ともに COP=4.90 として試算）は冷房時消費電力量 236kWh/台、暖房時消費電力量 861kWh/台、年間消費電力量 1,097kWh/台
  - ⇒ 平成 12 年度における冷房時消費電力量 277kWh/台（冷房 COP=4.17）、暖房時消費電力量 951kWh/台（暖房 COP=4.41）、年間消費電力量 1,228kWh/台<sup>19</sup>
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率は 42.9%

### (4) 照明

#### ① Hf インバータ方式器具

Hf インバータ方式の照明器具の導入に伴う、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

<sup>18</sup> 冷房に係る回帰式（指数関数）の重相関係数 0.943、暖房に係る回帰式（指数関数）の重相関係数 0.938

<sup>19</sup> 冷房能力 2.8kW クラスの冷暖房兼用エアコンの COP（単純平均）より算出。（社）日本冷凍空調工業会

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(132-94) \text{ (W)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \div 1,000 \text{ (kWh/台)} \times 52,908 \text{ (台)} \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,583 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- Hf インバータ方式器具は従来型器具と比較して費用が高いことから、平成12年度の市場占有率を考慮せず、調達した台数すべてを削減量として試算する
- Hf インバータ方式器具 (FHF32 (45W) × 2 灯用) はラピッド式器具 (FLR40 × 3 灯用) からの切り替えとする
- ラピッド式器具の消費電力は 132kW/台<sup>20</sup>
- Hf インバータ方式器具の消費電力は 94kW/台<sup>21</sup>
- 年間消費電力量 (kWh/台) = 消費電力 × 8 (時間) × 20 (日) × 12 (月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh

② LED 以外の電球形状のランプ (電球形蛍光ランプ)

電球形蛍光ランプについて、グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品の市場占有率と平成18年度において国等が調達した特定調達物品の調達率の差から、使用段階 (電気の使用) における 二酸化炭素排出削減量 (1 年間の使用分で比較) を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(54-12) \text{ (W)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \div 1,000 \text{ (kWh/個)} \times 128,981 \text{ (個)} \times (0.971-0.008) \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{2,566 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形蛍光ランプは白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は 54W/個、電球形蛍光ランプの消費電力は 12W/個
- 年間消費電力量 (kWh/個) = 消費電力 × 5 (時間) × 20 (日) × 12 (月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 平成12年度における特定調達物品の市場占有率は 0.8%<sup>21</sup>

<sup>20</sup> (社) 日本照明器具工業会調査

<sup>21</sup> 平成12年度における電球形蛍光ランプの国内出荷量は 1,399 千個、白熱電球の国内出荷量は 168.5 百万個。(社) 日本電球工業会

## (5) 自動車等

### ① 自動車

グリーン購入法施行前の平成12年度における低公害車の市場占有率と平成18年度において国等が調達した低公害車から使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると、表2-2のとおり。

なお、平成18年度において導入した電気自動車及び燃料電池自動車については、充電等に係る消費電力量の把握が困難であり、また二酸化炭素排出削減への寄与も極めて少ないため、削減量の試算に含めないこととした。

表2-2 国等の機関の特定調達物品（自動車）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

低公害車種類	平成18年度導入台数			平成12年度市場シェア	二酸化炭素年間削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
	一般公用車	公用車以外	合計		
CNG車	0	4	4	0.1%	2
ハイブリッド自動車	147	86	233	0.3%	290
☆☆☆☆かつ低燃費（ガソリン車）	846	1,227	2,073	0.6%	512
☆☆☆かつ低燃費（ガソリン車）	0	1,760	1,760	0.6%	420
合計	993	3,077	4,070		1,223

#### 【試算の前提】

平成18年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車の燃料使用量は22,871kl<sup>22</sup>である。また、同年度のガソリン自動車の保有台数は23,442台<sup>23</sup>であり、ガソリン自動車1台当たりの年間燃料使用量は976ℓとなる。当該実績数値を基本とし、以下の前提で試算した。

- 調達時期にかかわらず1年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 低公害車はガソリン自動車からの切り替えとする
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は67.1g-CO<sub>2</sub>/MJ<sup>23</sup>
- ガソリンの体積当たり平均高位発熱量は34.6MJ/ℓ<sup>24</sup>
- 車種別省エネルギー効果はCNG自動車25%、ハイブリッド自動車55%とする<sup>25</sup>
- ガソリン自動車の平均燃費は平成12年度実績値13.5km/ℓ<sup>26</sup>、省エネ法トップランナー基準ガソリン自動車15.1km/ℓ

### ② 一般公用車用タイヤ

転がり抵抗が低減された一般公用車用タイヤを装着した公用車による使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

<sup>22</sup> 地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画による平成18年度実績値（平成20年3月）。ただし、集計対象機関には独立行政法人、公社等の政府関係機関は、含まれていない

<sup>23</sup> 地球温暖化対策推進法施行令第3条に定める二酸化炭素排出係数

<sup>24</sup> 資源エネルギー庁編「平成17年度版総合エネルギー統計」

<sup>25</sup> 地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画

<sup>26</sup> 国土交通省調査

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$3,000 \text{ (台)} \times 0.01 \times 976 \text{ (ℓ)} \times 2.322 \text{ (kg-CO}_2\text{/ℓ)} = \underline{68 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成18年度において調達された特定調達物品であるタイヤは13,443本であることから、3,000台の公用車が4本のタイヤをすべて交換したものとする
- 試算対象の公用車はガソリン自動車とする
- 転がり抵抗による燃費の向上を1%と想定<sup>27</sup><sup>28</sup>
- ガソリン自動車1台当たりの年間燃料使用量は976ℓ
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は67.1g-CO<sub>2</sub>/MJ
- ガソリンの体積当たり平均高位発熱量は34.6MJ/ℓ

(6) 繊維製品

グリーン購入法施行前の平成12年度における再生PET樹脂配合率を判断の基準とする繊維製品(制服・作業服、カーテン、毛布、ふとん、作業手袋)の市場占有率と平成18年度において国等が調達した当該品目から製造段階における二酸化炭素排出削減量を試算すると、表2-3のとおり。

表2-3 国等の機関の特定調達物品(繊維製品)の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	平成18年度特定調達物品		平成12年度市場シェア	単位重量(kg/枚・組)	再生PET樹脂使用量(kg)	エネルギー削減量(千MJ/年)	二酸化炭素年間削減量(t-CO <sub>2</sub> )
	調達量	調達率					
制服	362,781 着	92.4%	5.9%	0.50	15,692	301	21
作業服	164,798 着	93.8%		0.38	5,505	106	7
カーテン	18,071 枚	96.8%		1.10	1,808	35	2
毛布	567,987 枚	99.9%		2.20	117,548	2,258	156
布団	1,168 千枚	84.6%		6.10	560,746	10,773	743
作業手袋	1,168 千組	75.0%		0.05	20,193	388	27
合計							956

【試算の前提】

- 品目ごとの単位重量は各社カタログ、経済産業省調査結果<sup>29</sup>、業界団体・事業者へのヒアリングによる
- 再生PET樹脂配合率は特定調達品目の判断の基準で試算
- バージンPET樹脂と再生PET樹脂のペレット製造エネルギーの差から二酸化炭素排出削減量を試算(エネルギーは原油換算)

<sup>27</sup> 自動車が行進時に受ける抵抗の65%が空気抵抗、20%が転がり抵抗(100km/h・定速走行:横浜ゴム調べ)であることから、転がり抵抗が10%低減されている場合は燃費が2%向上

<sup>28</sup> 約10%転がり抵抗が増加すると10・15モードで1~2%燃費が悪化との実験研究結果(西山修二他:ホイールライメントがころがり抵抗に及ぼす影響, 広島市工業技術センター年報, 第17巻, pp.63-70(2004))

<sup>29</sup> 経済産業省製造産業局繊維課「繊維製品(衣料品)のLCA調査報告書」(平成16年2月)

- 再生 PET 樹脂の製造エネルギー削減量は 19.2MJ/kg<sup>30</sup>
- 二酸化炭素排出量算定の原油換算に伴う排出係数は 69.0g-CO<sub>2</sub>/MJ<sup>31</sup>
- 原油の体積当たり平均高位発熱量は 38.2MJ/ℓ<sup>32</sup>
- 平成 12 年度における特定調達物品の市場占有率（ポリエステル繊維生産量に占める繊維用途の再生 PET 樹脂の割合）は 5.9%<sup>33</sup>

## （7）設備

### ① 太陽光発電システム

太陽光発電システムの導入による、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

#### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$417 \text{ (kW)} \times 0.12 \times 365 \text{ (日/年)} \times 24 \text{ (時間)} \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{180 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

#### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間に発電される電気によって代替される二酸化炭素排出削減量を試算
- 太陽光発電システムの年間発電量 (kWh/年) = 太陽電池アレイ出力 (kW) × システム利用率 × 365 (日/年) × 24 (時間/日)
- 年間発電量 = 1 (kW) × 0.12 × 365 (日/年) × 24 (時間/日) = 1,051 (kWh/年)<sup>34</sup>
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は 0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh

### ② 太陽熱利用システム

太陽熱利用システムの導入による、使用段階（エネルギーの使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

#### 【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1 \text{ (m}^2\text{)} \times 5,442 \text{ (MJ/m}^2\text{)} \times 0.40 \times 0.80 \div 36.7 \text{ (MJ/ℓ)} \times (36.7 \text{ (MJ/ℓ)} \times 68.5 \text{ (g-CO}_2\text{/MJ)}) = \underline{0.1 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

#### 【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間に得られる熱エネルギーから灯油換算の二酸化炭素排

<sup>30</sup> (社) プラスチック処理促進協会「プラスチック廃棄物の処理・処分に関する LCA 調査研究報告書」（平成 13 年 3 月）より算定

<sup>31</sup> 環境省「平成 14 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書」（平成 14 年 8 月）

<sup>32</sup> 資源エネルギー庁編「平成 17 年度版総合エネルギー統計」

<sup>33</sup> 平成 12 年度におけるポリエステル繊維生産量は 654,090 トン（長繊維 375,043 トン、短繊維 279,047 トン）、再商品化製品量のうち繊維用途は 38,317 トン。資料：PET ボトルリサイクル推進協議会、(財) 日本容器包装リサイクル協会

<sup>34</sup> (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構技術データベース

出削減量を試算

- 年間集熱量 (MJ/年) = 集熱面積 (m<sup>2</sup>) × 年間集熱面日射量 (MJ/m<sup>2</sup>・年) × システム効率 × ボイラー効率
- 年間集熱面日射量 5,442MJ/m<sup>2</sup>、システム効率 40%、ボイラー効率 80%<sup>35</sup>
- 二酸化炭素排出量算定の灯油の燃焼に伴う排出係数は 67.8g-CO<sub>2</sub>/MJ<sup>36</sup>
- 灯油の体積当たり平均高位発熱量は 36.7MJ/ℓ<sup>37</sup>

## (9) 公共工事

### ① 高炉セメント

平成 18 年度において国等が調達した高炉セメント及び生コンクリート (高炉) について、セメントを高炉スラグに置き換えることにより得られる **平成 18 年度のセメント製造時における二酸化炭素排出削減量** を試算すると、表 2-4 のとおり。

なお、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における高炉セメントの市場占有率は 24.4% であったが、平成 18 年度の市場占有率が 22.8% に下がったため、平成 12 年度比の削減量は算定できない。

表 2-4 国等の機関の特定調達物品 (高炉セメント) の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	単位	適用品目	高炉セメントシェア			二酸化炭素削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	
			平成12年度	平成18年度	シェア増分	12年度比削減量	全体の削減量
高炉セメント	トン	993,324	24.4%	22.8%	—	—	180,619
生コンクリート (高炉)	m <sup>3</sup>	7,718,149				—	350,853
合計						0	531,472

#### 【試算の前提】

- 高炉セメントにおける高炉スラグ配合率を 45% とする<sup>38</sup>
- 生コンクリートの単位セメント量を 250kg/m<sup>3</sup> とする<sup>39</sup>
- 二酸化炭素排出量算定のセメント製造時の排出計数は 417kg-CO<sub>2</sub>/トン<sup>40</sup>
- セメント製造用石灰石の含水率は 3.1%<sup>41</sup>

### ② 変圧器

変圧器について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品の全損失値を想定し、平成 18 年度において国等が調達した特定調達物品の全損失値の差から、使用段階における **二酸化炭素排出削減量 (1 年間の使用分で比較)** を試算すると以下のとおり。

<sup>35</sup> (社) ソーラーシステム振興協会調査結果

<sup>36</sup> 地球温暖化対策推進法施行令第 3 条に定める二酸化炭素排出係数

<sup>37</sup> 資源エネルギー庁編「平成 17 年度版総合エネルギー統計」

<sup>38</sup> 業界団体ヒアリング結果

<sup>39</sup> 業界団体ヒアリング、文献調査

<sup>40</sup> 環境省「平成 14 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書」(平成 14 年 8 月)

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$(783-570) \text{ (W/台)} \times 1,277 \text{ (台)} \times 365 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \\ \times 0.410 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{975 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の変圧器の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成11年度（基準年度）における変圧器の全損失値は818W/台<sup>41</sup>
- 平成18年度（目標年度）における変圧器の全損失値は570W/台<sup>42</sup>
- 目標年度における基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は30.3%<sup>42</sup>
  - ⇒ 平成12年度における全損失値は783W/台
  - ⇒ 特定調達物品の全損失値は570W/台（省エネ法トップランナー基準）
- 変圧器は24時間使用するものと想定
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出計数は0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWh

③ 屋上緑化

屋上緑化による夏季の冷房負荷の減少に伴う二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$17,503 \text{ (m}^2\text{)} \times 18.0 \text{ (kg-CO}_2\text{/m}^2\text{)} = \underline{315 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 建物の冷房負荷削減量から冷房起源（夏季6月～9月）の二酸化炭素排出削減量を試算<sup>42</sup>
- 冷房エネルギーは電力、冷房機器のCOPは2.5を想定<sup>43</sup>
- 屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減量は18.0 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年<sup>43</sup>

<sup>41</sup> 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終とりまとめ（平成14年4月）

<sup>42</sup> 環境省「『感覚環境の街作り』報告書」（平成18年12月）

<sup>43</sup> 「感覚環境の街作り」報告書においては、屋上緑化による二酸化炭素排出削減効果を30.3 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年と試算しているが、当該原単位の設定に当たって電気の使用に伴う排出計数を0.690kg-CO<sub>2</sub>/kWhとしていることから、平成17年度の使用端二酸化炭素排出原単位0.410kg-CO<sub>2</sub>/kWhとの比から屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減原単位を算定した

### 3. 市場形成状況及び国内販売量等からみた環境負荷低減効果の試算

以下では、グリーン購入法施行前の平成12年度から施行後の平成13年度～平成18年度における特定調達品目の市場形成の状況について、業界団体が実施した調査、業界団体・事業者等に対するアンケート調査等から把握可能な範囲で示す。また併せて、国内販売量等から試算可能な特定調達品目に関する全国的环境負荷低減効果を示す<sup>44</sup>。

#### (1) - 1 文具類（筆記具）

##### ① 市場形成状況<sup>45</sup>

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンについて、市場調査したところ、以下のような結果が得られた<sup>46</sup>。例えばこれら品目の平成18年度における特定調達物品の国内販売量に対する国等の機関による調達量の割合は高いものでも3%程度<sup>47</sup>であるが、国等の機関の初期需要の創出に伴い、国内における特定調達物品の供給量及び市場における特定調達物品の占める割合は着実に増加しており、グリーン購入の市場が確実に拡大していることを示しているものと考えられる。

#### ◆ シャープペンシル

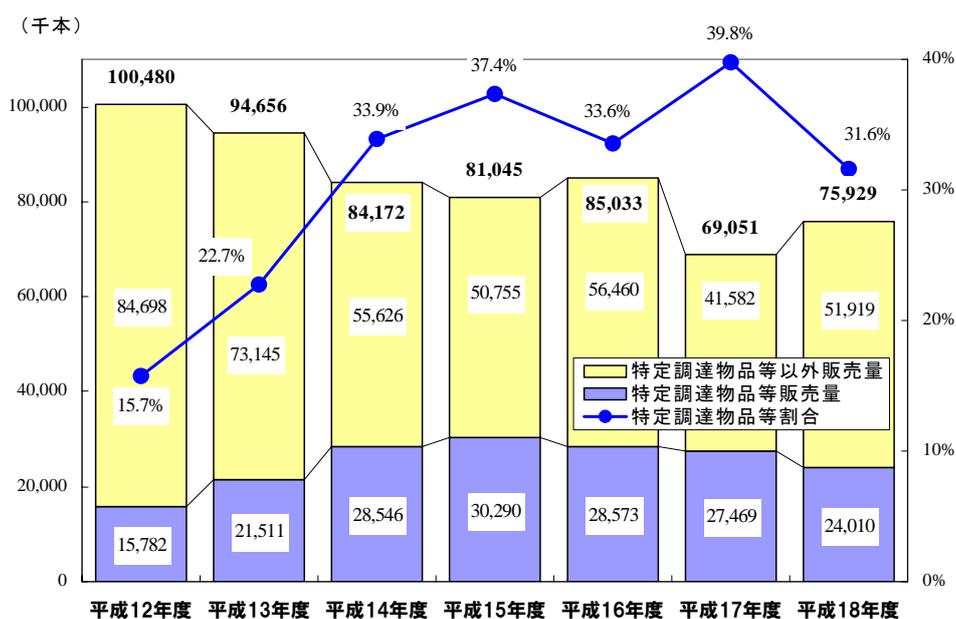


図3-1 特定調達物品の国内出荷量及び割合（シャープペンシル）

<sup>44</sup> 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算と同様の前提で算出

<sup>45</sup> 資料：繊維・生活用品統計年報、日本貿易統計、日本筆記具工業会調査、日本筆記具工業会会員企業に対するアンケート調査結果。なお、今回のアンケート調査に当たって平成12年度に遡り、販売量等を修正している場合がある（他の品目についても同じ。）

<sup>46</sup> 日本筆記具工業会会員企業の特定調達物品の国内販売量に占める割合。なお、国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない（以下、筆記具において同じ。）

<sup>47</sup> シャープペンシル 3.0%、シャープペンシル替芯 1.4%（1個当たり20本で換算）、ボールペン 1.7%、マーキングペン 1.8%

- 国内販売量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度の15.7%から平成17年度は31.6%となり、2倍の増加となっているが、平成17年度比では約8ポイント減少している

### ◆ シャープペンシル替芯

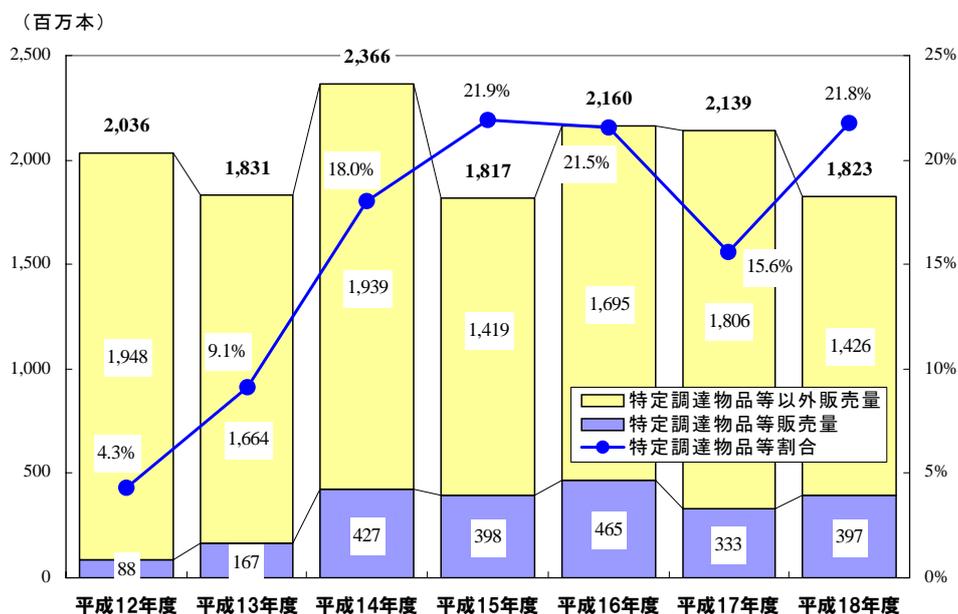


図3-2 特定調達物品の国内出荷量及び割合（シャープペンシル替芯）

- 国内販売量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度の4.3%から平成18年度は21.8%となり、5.1倍の増加となっている。また、平成16年度、平成17年度と2年連続して前年度と比べ占有割合が低下していたが、前年度比約6ポイント増加している

### ◆ ボールペン

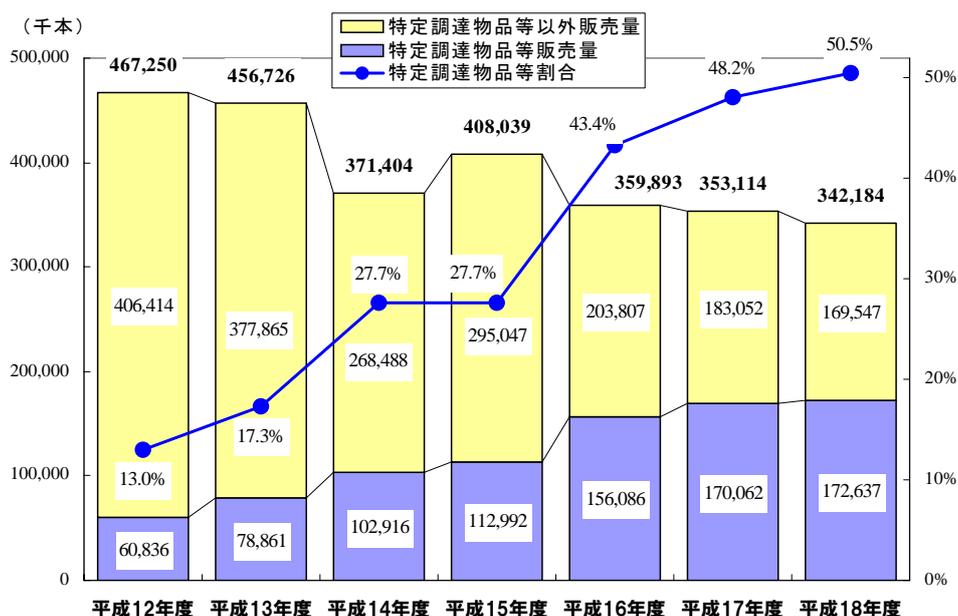


図3-3 特定調達物品の国内出荷量及び割合（ボールペン）

- 国内販売量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度の13.0%から平成18年度は50.5%となり、3.9倍の増加となっており、特定調達物品が過半数を占めている。また、平成17年度比では2.3ポイント増加している

### ◆ マーキングペン

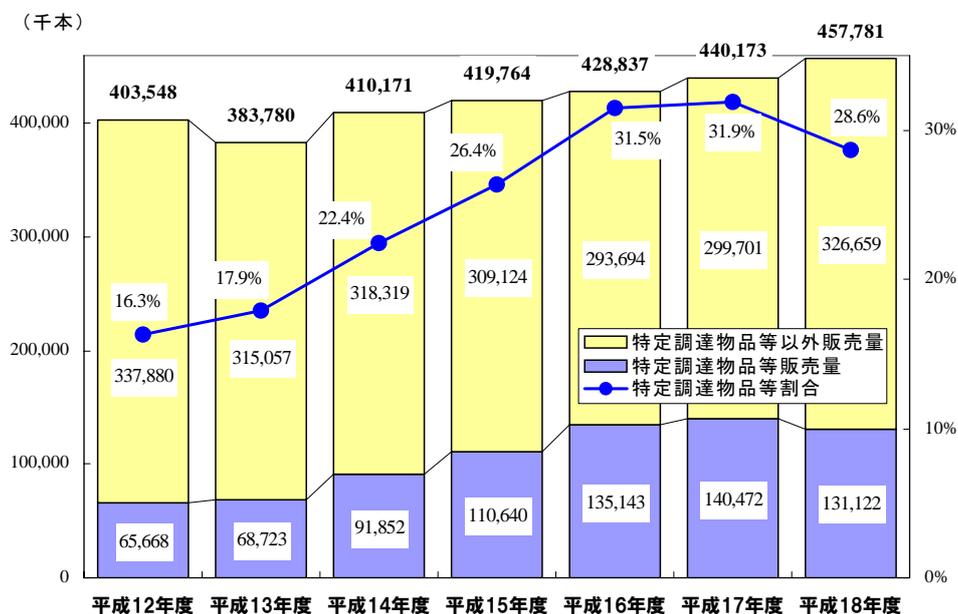


図 3-4 特定調達物品の国内出荷量及び割合（マーキングペン）

- 国内販売量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度の16.4%から平成18年度は28.6%となり、約1.8倍となっており、平成17年度比では2.3ポイントの減少となっている

### ② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）

平成18年度において国内に出荷された特定調達物品のシャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンが、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用される**プラスチックの削減量**を試算すると、合計で**1,275 t<sub>2</sub>の削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算すると、合計で**3.4千 t-CO<sub>2</sub>の排出削減効果**となる。

表 3-1 グリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算（全国）

品目	特定調達物品等販売量 (千本/千個)	プラスチック使用削減量 (t <sub>2</sub> )	焼却した場合のCO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
シャープペンシル	24,010	72	194
シャープペンシル替芯	19,871	60	163
ボールペン	172,637	552	1,489
マーキングペン	131,122	590	1,590
合計	347,640	1,275	3,436

(1) - 2 文具類 (ファイル、バインダー)

① 市場形成状況 (出荷量) <sup>48</sup>

◆ 紙製ファイル

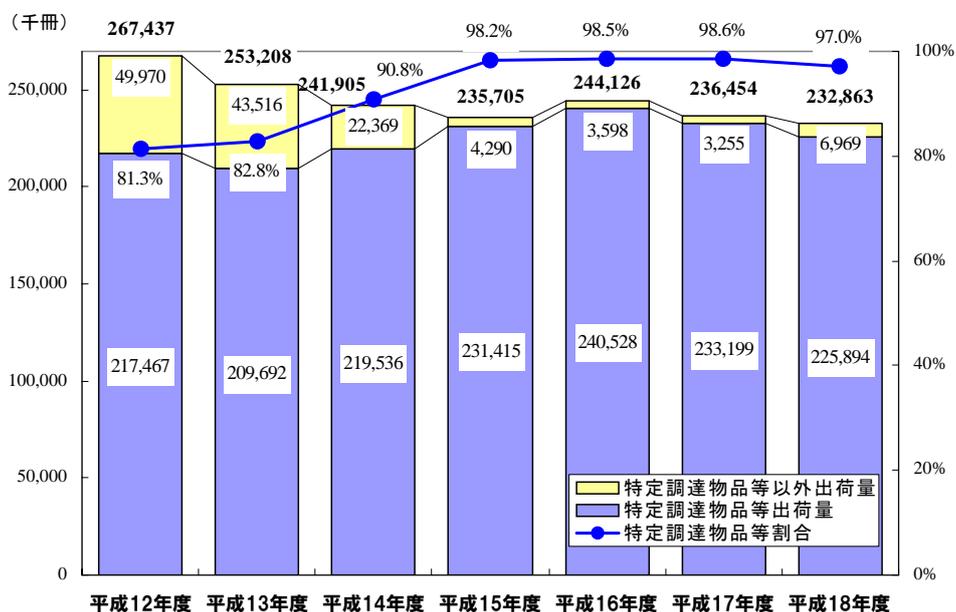


図 3-5 特定調達物品の国内出荷量及び割合 (紙製ファイル)

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度は 81.3%<sup>49</sup>、平成 18 年度は 97.0%となっている
- こうした状況を踏まえ、平成 17 年度の基本方針より判断の基準の見直し<sup>50</sup>を行ったところであるが、既にほとんどの製品が特定調達物品に該当していることから、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から検討を実施する必要がある

◆ プラスチック製ファイル

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度の 29.1%から平成 18 年度は 60.8%となっており、約 2.1 倍となっている
- プラスチック製ファイルは、これまで順調に特定調達物品の市場占有率が伸張してきたところであるが、平成 17 年度にはじめて対前年度比で約 5 ポイント低下したが、平成 18 年度には 1.2 ポイント増加しており、今後の動向を注視する必要がある

<sup>48</sup> 資料：日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果（補足率：ファイルが平成 12 年度 58.7%、平成 13 年度 58.9%、平成 14 年度 56.5%、平成 15 年度 64.2%、平成 16 年度 58.4%、バインダーが平成 12 年度 39.1%、平成 13 年度 39.6%、平成 14 年度 44.7%、平成 15 年度 56.8%、平成 16 年度 56.4%。平成 17 年度以降については生産統計調査の区分が変更になったこと等からファイル及びバインダー合計の補足率で 55.7%、平成 18 年度 48.4%）。なお、補足率は日本ファイル・バインダー協会の生産統計調査結果に占める国内主要協会会員企業の国内出荷量から算出

<sup>49</sup> アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品の国内出荷量（ファイル、バインダーにおいて同じ。）

<sup>50</sup> 古紙パルプ配合率を主要材料の 50%以上から 70%以上へ強化（紙製バインダーも同様）

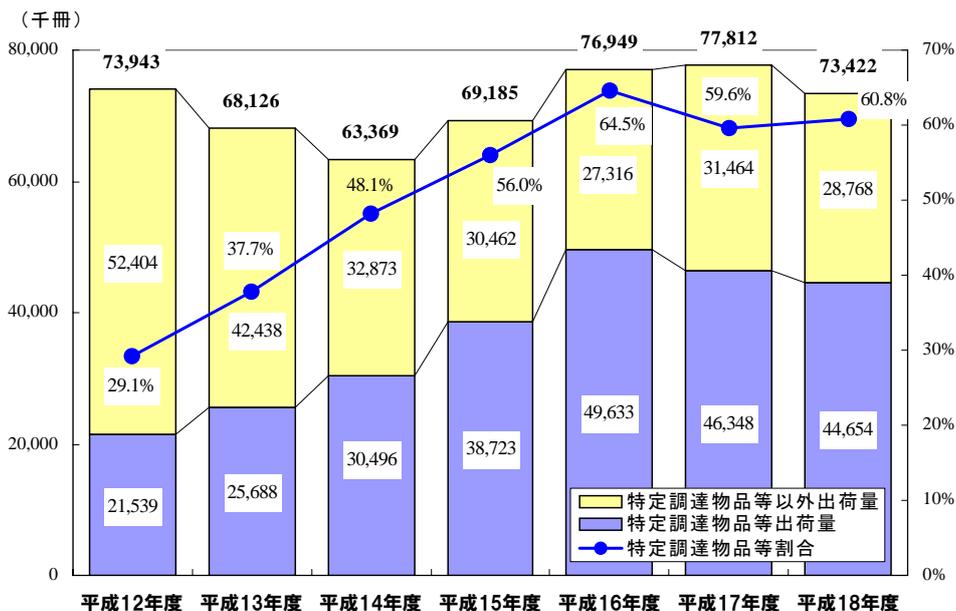


図 3-6 特定調達物品の国内出荷量及び割合（プラスチック製ファイル）

#### ◆ 紙製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度は73.9%、平成18年度は90.4%となっており、平成15～17年度は95%前後で推移していたが、前年度比で約4ポイントの減少となっている。しかし、極めて高い水準を維持していることに変わりはない
- こうした状況を踏まえ、平成17年度の基本方針より紙製ファイルとともに判断の基準の見直しを行ったところであるが、紙製ファイルと同様に既にほとんどの製品が特定調達物品に該当していることから、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から検討を実施する必要がある

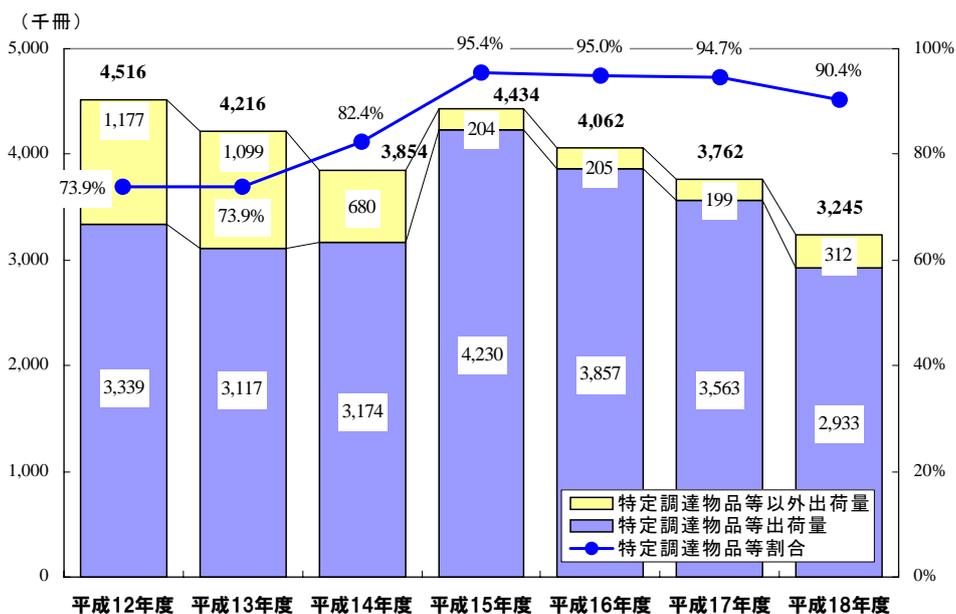


図 3-7 特定調達物品の国内出荷量及び割合（紙製バインダー）

## ◆ プラスチック製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成12年度は57.7%、平成18年度は74.5%となっており、平成14年度以降70%を超える市場占有率で概ね横這いの状況にある
- 特定調達物品の出荷量については、平成15年度以降ほぼ横這いの状況にあったが、平成18年度は前年度比4.1%の増加となっている

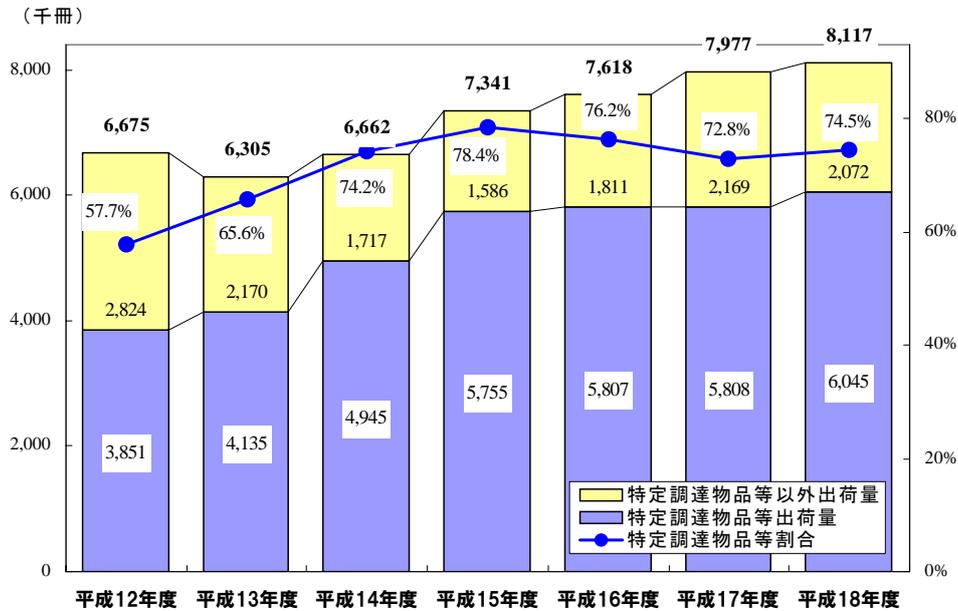


図3-8 特定調達物品の国内出荷量及び割合（プラスチック製バインダー）

### ② 市場形成状況（販売額）<sup>51</sup>

日本ファイル・バインダー協会の調査によるファイルの国内販売額からみた特定調達物品の市場形成状況は、以下のとおりであり、グリーン購入の市場が着実に拡大している状況がうかがえる。

なお、特定調達物品に係る国内販売額は、同協会会員国内主要企業に対するアンケート調査結果の補足率から推定したものである。

- 平成18年度における国内販売額は1,083億円、そのうち特定調達物品の国内販売額は957億円、特定調達物品の割合は88.3%、平成12年度から約18ポイント上昇している
- 平成12年度から平成18年度にかけてファイル全体の販売額は203億円減少しているにもかかわらず、特定調達物品の市場については56億円の増加となっている

<sup>51</sup> メーカー希望小売価格による販売額調査結果（日本ファイル・バインダー協会調査）。なお、平成15年度まではファイルとバインダーの両方について推計を実施していたが、平成16年度より製品分類に変更があり、バインダーについては、平成15年度までの推計と整合を図ることが困難であるため、ファイルのみ推計している

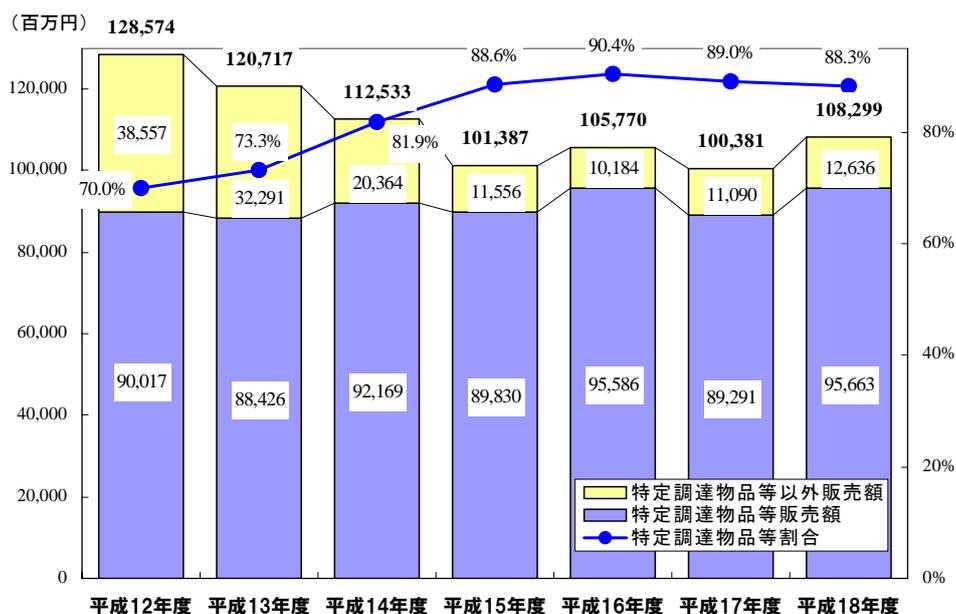


図 3-9 特定調達物品の国内販売額及び割合（ファイル）

③ 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）<sup>52</sup>

◆ 紙製ファイル

平成 18 年度において国内に出荷された特定調達物品の紙製ファイルについて、すべてバージンパルプ 100%の製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算すると以下のとおりであり、合計で約 262 千 m<sup>3</sup>の削減効果となる。

$$\text{ファイル： } 477 \text{ (百万冊)} \times 274 \text{ (g/冊)} \times 2.86 \text{ (m}^3/\text{t)} \times 0.7 = \underline{262 \text{ (千 m}^3\text{)}}$$

(参考) 192 千 t-CO<sub>2</sub> (=53 千 t-C) の二酸化炭素固定量に相当

◆ プラスチック製ファイル

平成 18 年度において国内に出荷された特定調達物品のプラスチック製のファイルについて、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると以下のとおりであり、合計で2.3 千 t<sub>2</sub>の削減効果となる。

$$\text{ファイル： } 56,968 \text{ (千冊)} \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.4 = \underline{2,279 \text{ (t}_2\text{)}}$$

(参考) 焼却処理された場合 6.1 千 t-CO<sub>2</sub> の二酸化炭素が排出

<sup>52</sup> 特定調達物品に係る国内販売量は、日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果から得られた補足率から推定

### (1) - 3 文具類（定規、ステープラー）

定規及びステープラーに係る市場形成状況<sup>53</sup>は、以下のとおり。

#### ◆ 定規

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度は 2.2%<sup>54</sup>、平成 18 年度は 31.0%となっており、特定調達物品の供給が大幅に増加している
- 特定調達物品の市場占有率は平成 17 年度比では 1.4 ポイントの増加であり、ここ 3 年間は 30%前後で推移している

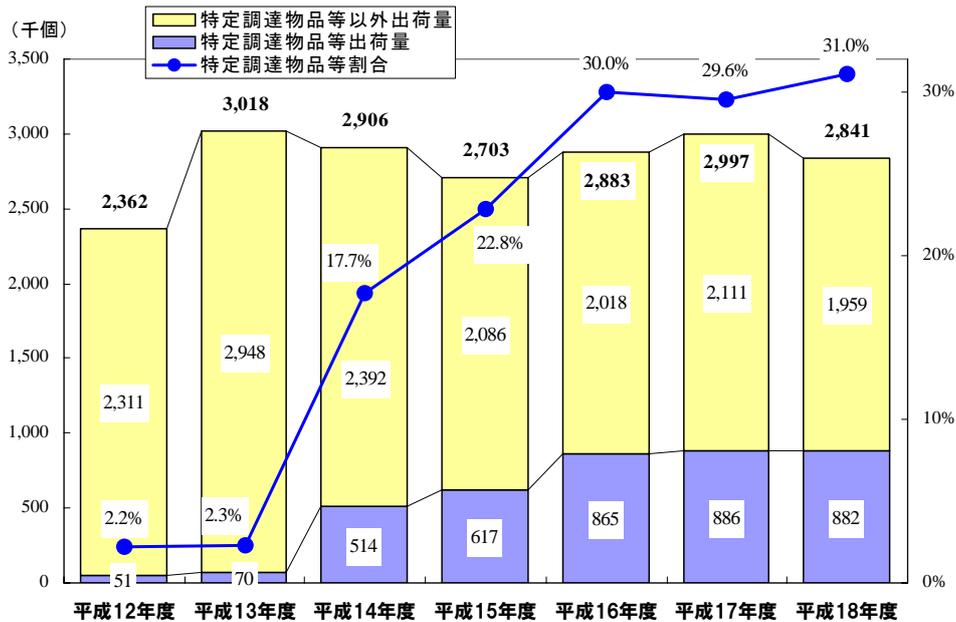


図 3-10 特定調達物品の国内販売額及び割合（定規）

#### ◆ ステープラー

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度の 15.6%から平成 18 年度は 87.7%となっており、5.6 倍に増加しており、前年度比で約 33 ポイントの大幅な伸びとなっている
- 既にほとんどの製品が特定調達物品に該当していることから、今後の市場動向を踏まえ、必要に応じて、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から検討を実施するものとする

<sup>53</sup> 資料：全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果

<sup>54</sup> アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品の国内出荷量（定規、ステープラーにおいて同じ。）

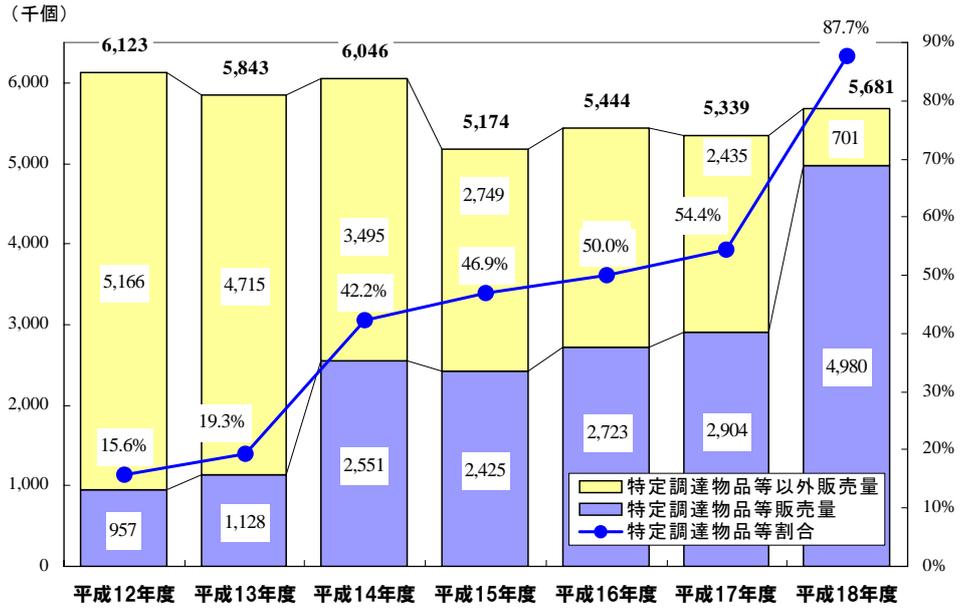


図 3-11 特定調達物品の国内販売額及び割合 (ステープラー)

## (2) コピー機等

コピー機等に係る市場形成状況<sup>55</sup>は、以下のとおり。

- 特定調達物品情報提供システムの登録数は、平成 12 年度末の 214 製品から平成 18 年度末には 787 製品となっております、約 3.7 倍に増加している
- 複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、カラーコピー機・複合機の登録数が大きく伸びているのに対し、コピー機能単体の製品が減少しており、平成 18 年度末には 13 製品まで減少している
- 直近の 1 年間では複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の登録数は、横這いなし減少しているが、カラーコピー機・複合機の伸びが極めて顕著である

(登録数)

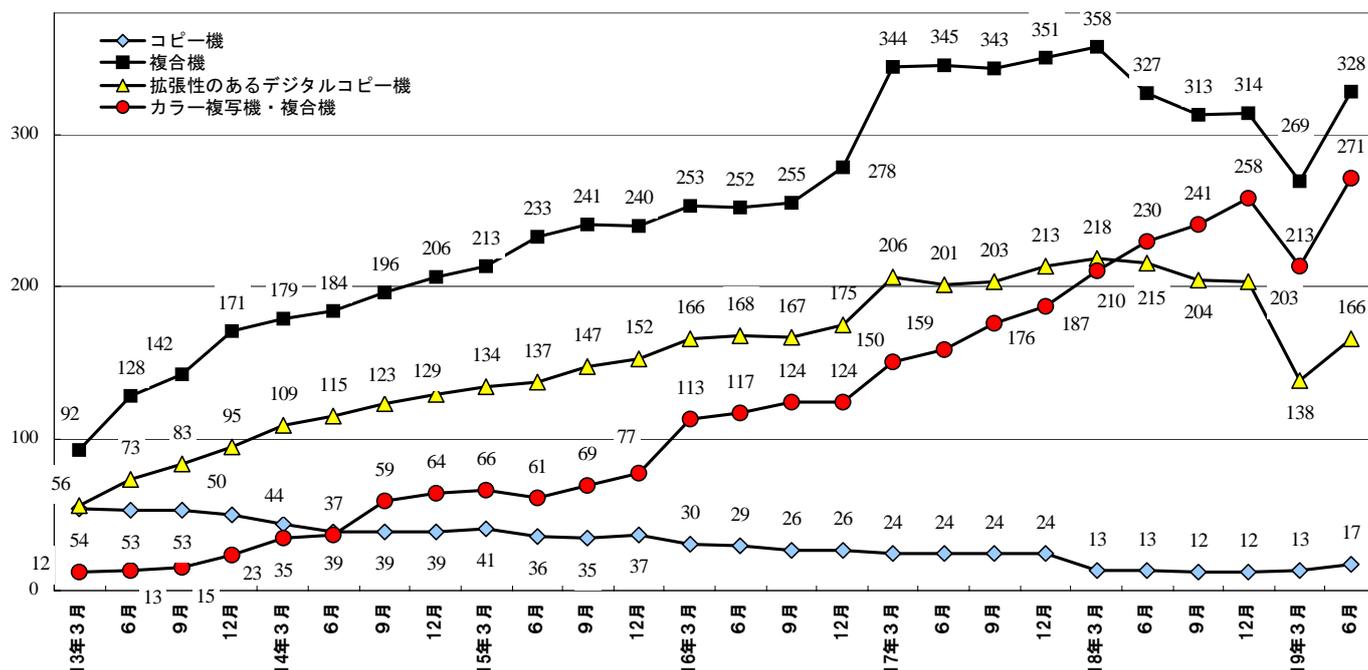


図 3-12 コピー機に係る特定調達品目適合製品登録数の推移

## (3) 照明（蛍光灯器具）

蛍光灯器具のうち施設用の Hf インバーター方式器具に係る市場形成状況<sup>56</sup>は、以下のとおり。

- 施設用蛍光灯器具の国内出荷量に占める Hf インバーター方式器具の割合は平成 12 年度の 22.4%から平成 18 年度は 57.4%と約 35 ポイントと大幅に伸びており、Hf インバーター方式器具への切り替えが順調かつ顕著に進展している

<sup>55</sup> 資料：グリーン購入ネットワークが運営する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」に登録されている特定調達品目に適合する製品数の推移

<sup>56</sup> 資料：日本照明器具工業会

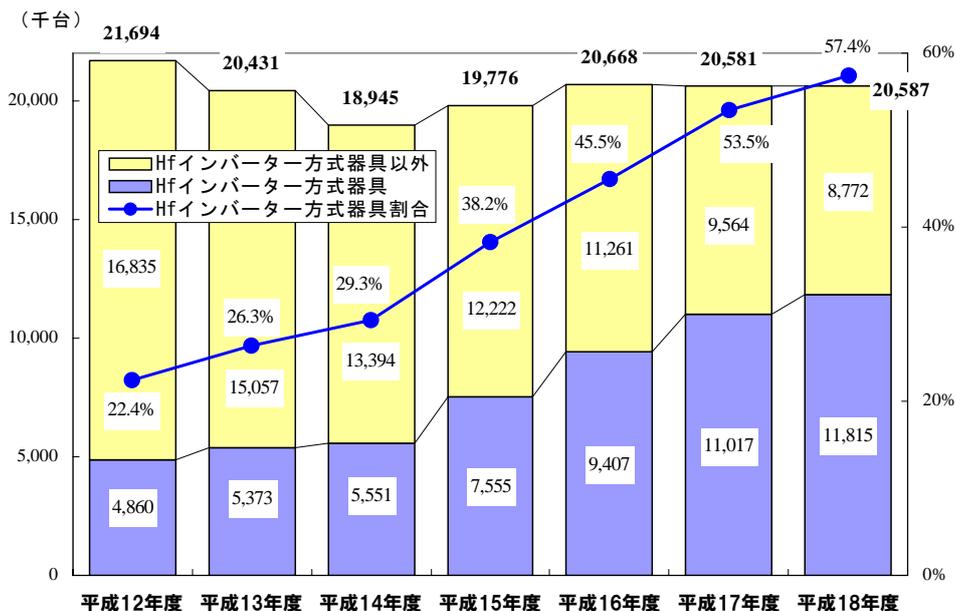


図 3-13 照明器具の国内出荷量の推移

#### (4) 照明（蛍光ランプ）

オフィスにおける需要が最も多い直管型 40 形蛍光ランプの市場形成状況<sup>57</sup>は、以下のとおり。

- 国内出荷量に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度は 41.6%、平成 18 年度は 78.1%となっており、約 37 ポイント上昇している

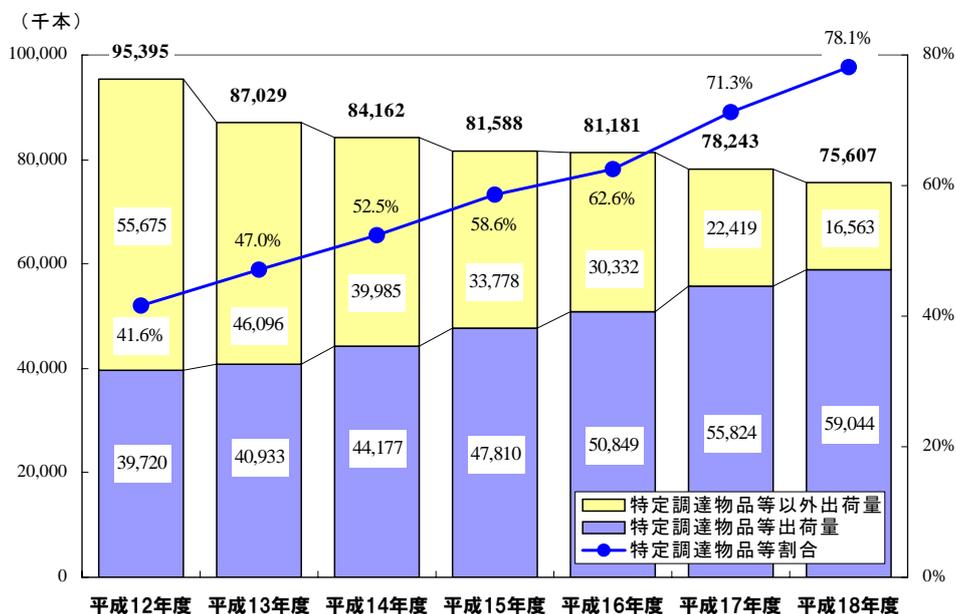


図 3-14 特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）

- 国内出荷額に占める特定調達物品の割合は、平成 12 年度は 45.7%、平成 18 年度は 89.3%となっており、約 44 ポイント上昇している
- 既にほとんどの製品が特定調達物品に該当していることから、今後の市場動向を踏

<sup>57</sup> 資料：(社) 日本電球工業会調査

まえ、必要に応じて、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から検討を実施するものとする

- 平成12年度から平成18年度にかけて直管型40形蛍光ランプ全体の出荷額は94億円減少しているにもかかわらず、特定調達物品の市場については87億円拡大している

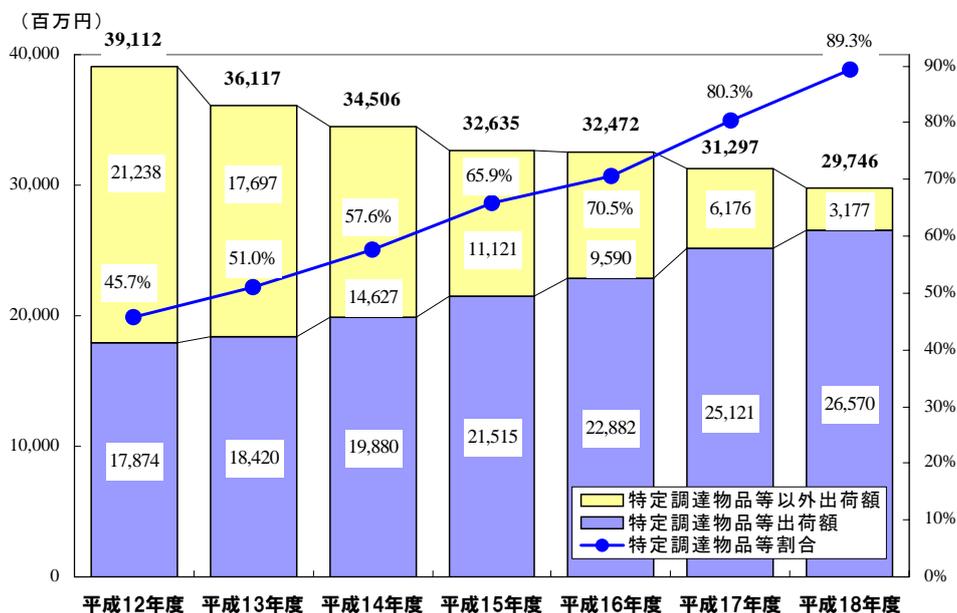


図3-15 特定調達物品の国内出荷額及び割合（蛍光ランプ）

## (6) 自動車

自動車に係る市場形成状況<sup>58</sup>は、以下のとおり。

- 新規登録台数に占める電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ排出ガス75%低減レベルの自動車<sup>59</sup>の割合は、平成12年度下半期の0.9%から、平成13年度下半期には6.8%、平成14年度下半期には35.4%、平成15年度下半期には58.0%、平成16年度下半期には67.6%、平成17年度下半期には67.8%、平成18年度下半期には70.5%と大幅に増加（図3-17）
- 低燃費かつ排出ガス25%低減レベルの自動車までを加えた低公害車全体では、平成12年度下半期で21.1%であったものが、平成18年度下半期には71.4%に達しており、近年高いレベルで横這いの状況にある（図3-17）
- これは、自動車グリーン税制及びグリーン購入法の効果が大きかったものと推測される

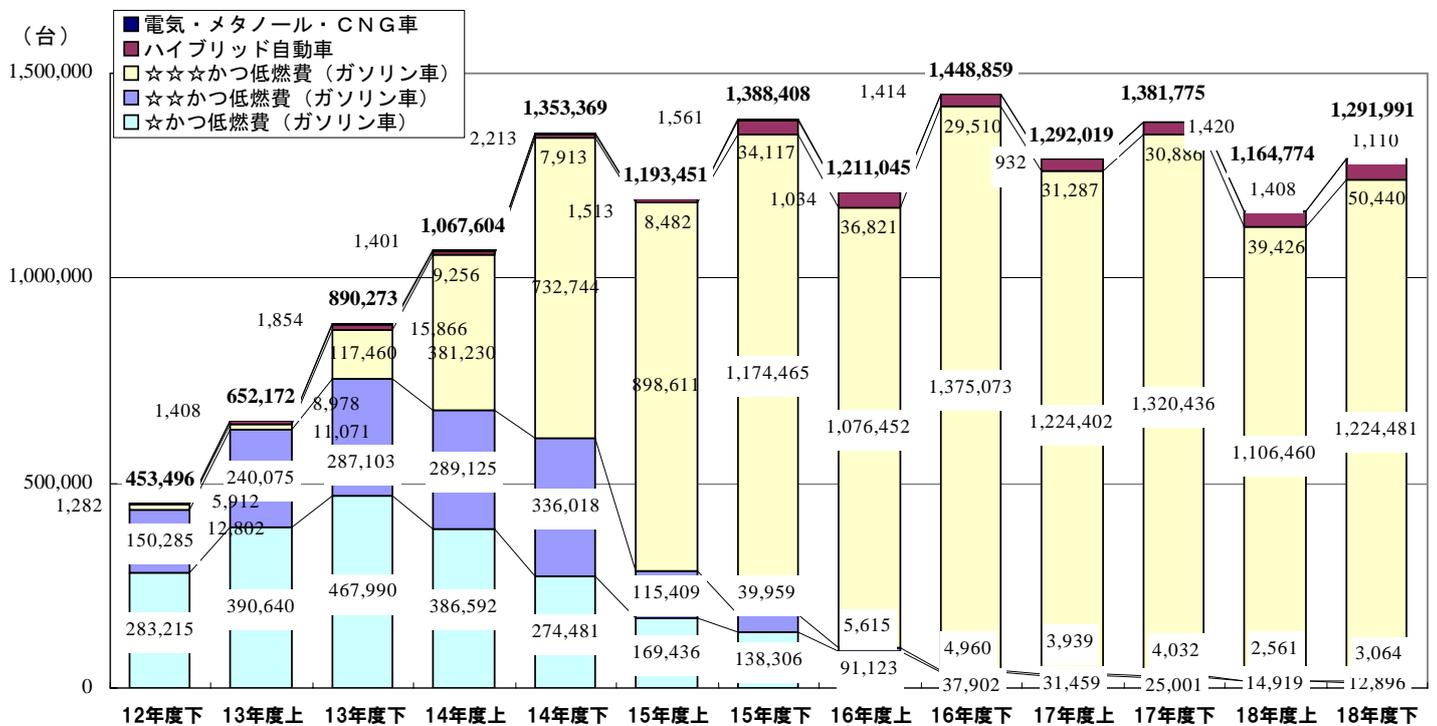


図3-16 低公害車の新規登録台数の推移

注1) 平成15年度下期以降の「☆☆☆かつ低燃費（ガソリン車）」には新☆☆☆かつ低燃費（ガソリン車）及び新☆☆かつ低燃費（ガソリン車）を含む。また、平成16年度以降の低燃費には「燃費基準+5%」を、平成18年度以降の低燃費には「燃費基準+10%」「燃費基準+20%」をそれぞれ含む

注2) 「18年度上」は平成18年度上半期、「18年度下」は平成18年度下半期を現す

<sup>58</sup> 資料：国土交通省

<sup>59</sup> グリーン購入法において一般公用車の切り替え対象として定めている低公害車

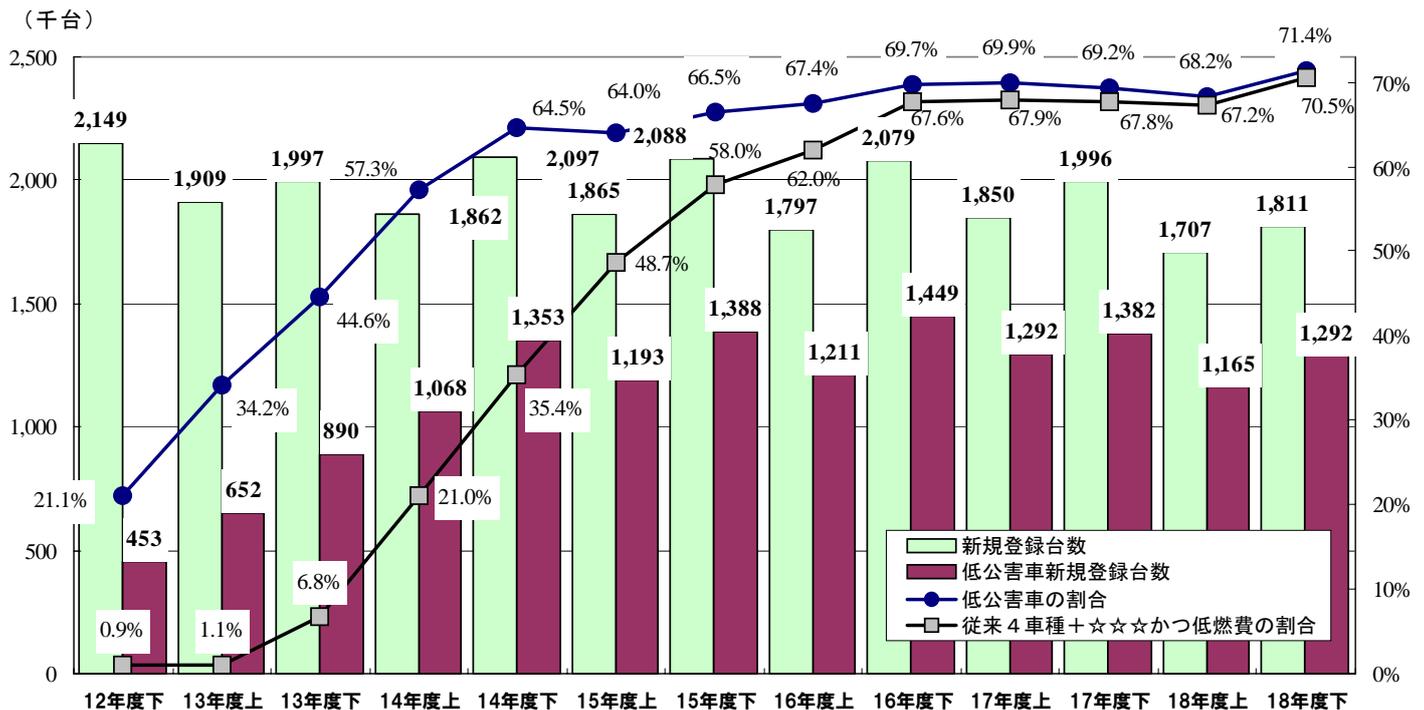


図3-17 新規登録台数に占める低公害車の台数及び割合の推移

注1) 平成15年度下期以降の「☆☆☆かつ低燃費(ガソリン車)」には新☆☆☆☆かつ低燃費(ガソリン車)及び新☆☆☆かつ低燃費(ガソリン車)を含む。また、平成16年度以降の低燃費には「燃費基準+5%」を、平成18年度以降の低燃費には「燃費基準+10%」「燃費基準+20%」をそれぞれ含む

注2) 「18年度上」は平成18年度上半期、「18年度下」は平成18年度下半期を現す

## (7) 高炉セメント

### ① 市場形成状況

高炉セメントに係る市場形成状況<sup>60</sup>は、以下のとおり。

- セメント全体の国内販売量は平成9年度以降減少傾向にある中で、高炉セメントのセメント全体に対する国内販売割合は平成9年度の20.7%から平成15年度の25.8%へ毎年度わずかつつ増加していたが、平成16年度以降は減少に転じており、平成18年度においては22.8%と前年度比1.7ポイント減となっている
- 高炉セメントの生産量のうちB種<sup>61</sup>の割合は平成12年度99.5%、平成13年度～平成16年度99.8%、平成17年度、平成18年度は99.6%であり、高炉セメントの生産量のほぼすべてが判断の基準に適合する

<sup>60</sup> 資料：窯業・建材統計年報、セメントハンドブック、鐵鋼スラグ協会調査

<sup>61</sup> 高炉スラグ配合率30%超～60%以下

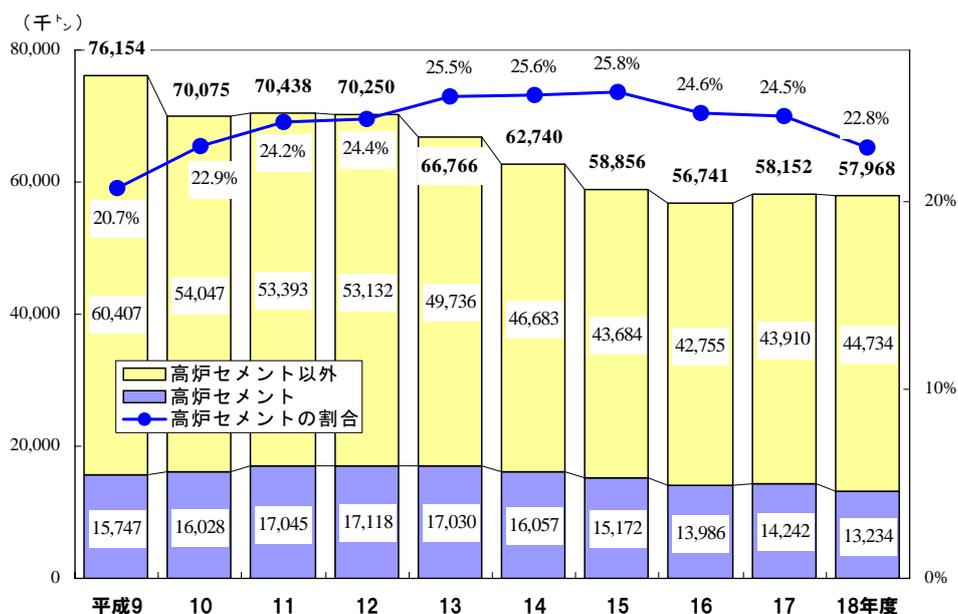


図 3-18 セメント及び高炉セメントの国内販売量の推移等

② 国内販売量からみた環境負荷低減効果（試算）

平成 18 年度において国内で販売された高炉セメントについて、セメントを高炉スラグに置き換えることにより得られるセメント製造時の二酸化炭素排出量の年間削減量を試算すると 2,406 (千 t-CO<sub>2</sub>) となる。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

高炉セメント

$$13,234 \text{ (千ト)} \times 0.45 \times 417 \text{ (kg-CO}_2\text{/ト)} \times 0.969 = \underline{2,406 \text{ (千 t-CO}_2\text{)}}$$

#### 4. グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

グリーン購入法施行前の平成12年度と平成18年度における特定調達物品等の国内販売量等に占める割合の推移は、図4-1のとおり。

平成18年度における特定調達物品等の市場占有率<sup>62</sup>は、いずれの品目においても平成12年度より上昇しており、グリーン購入法に基づく国等の機関の初期需要の創出に伴う市場形成効果が顕著に現れているものと推察される。

平成18年度において特定調達物品等の市場占有率が70%を超えている品目は、ステープラー（特定調達物品等の市場占有率87.7%）、蛍光ランプ（同78.1%）、プラスチック製バインダー（同74.5%）及び自動車（同71.4%）である。これらの品目は、既に市場の大部分を占めており、今後、判断の基準の見直しについて、検討を実施する必要があると考えられる。

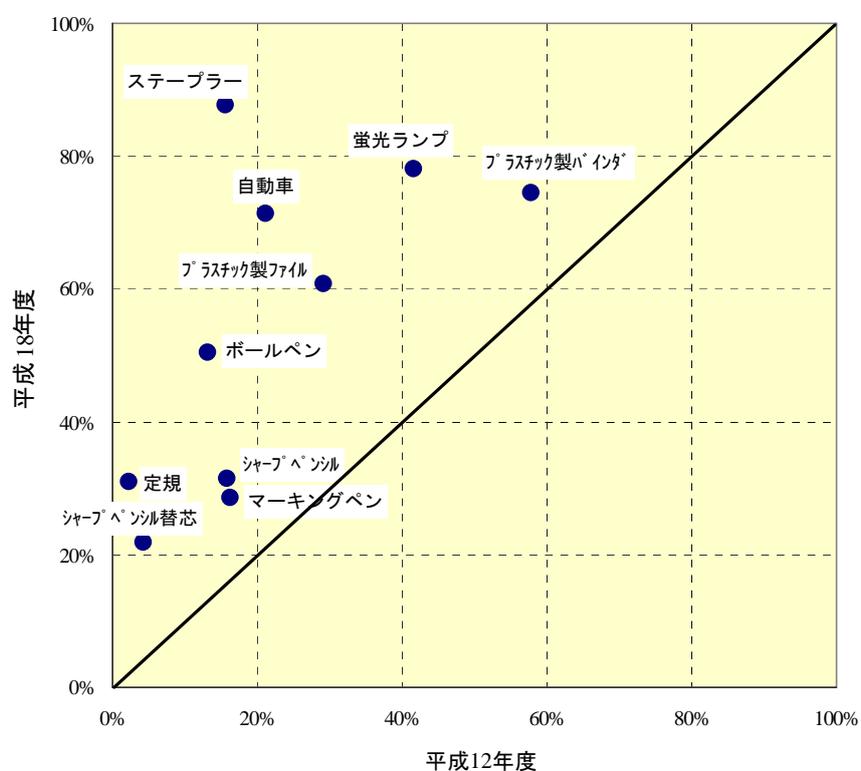


図4-1 グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

<sup>62</sup> 自動車については、平成12年度下半期及び平成18年度下半期の新車登録台数に占める低公害車の割合

## 5. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大への期待

### (1) 国及び地方公共団体の経済活動

経済活動の主体としての国等の占める位置は大きく、平成18年度における我が国の名目の国内総生産（支出側）511兆8,770億円のうち、国の最終消費支出は14兆1,879億円（国内総生産（支出側）に占める割合は2.8%）、公的総資本形成は4兆2,581億円（同0.8%）となっており、合計18兆4,460億円（同3.6%）となっている。同様に地方公共団体の場合は、最終消費支出が42兆4,441億円（同8.3%）、公的総資本形成が12兆2,969億円（同2.4%）の合計54兆7,410億円（同10.7%）となっている。これに社会保障基金、公的企業等の38兆748億円を合わせると、国及び地方公共団体において我が国の5分の1を上回る経済活動を行っている。

このように、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。国及び地方公共団体が自ら率先してグリーン購入を推進し、これを呼び水とすることにより、さらに巨大な経済主体である民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

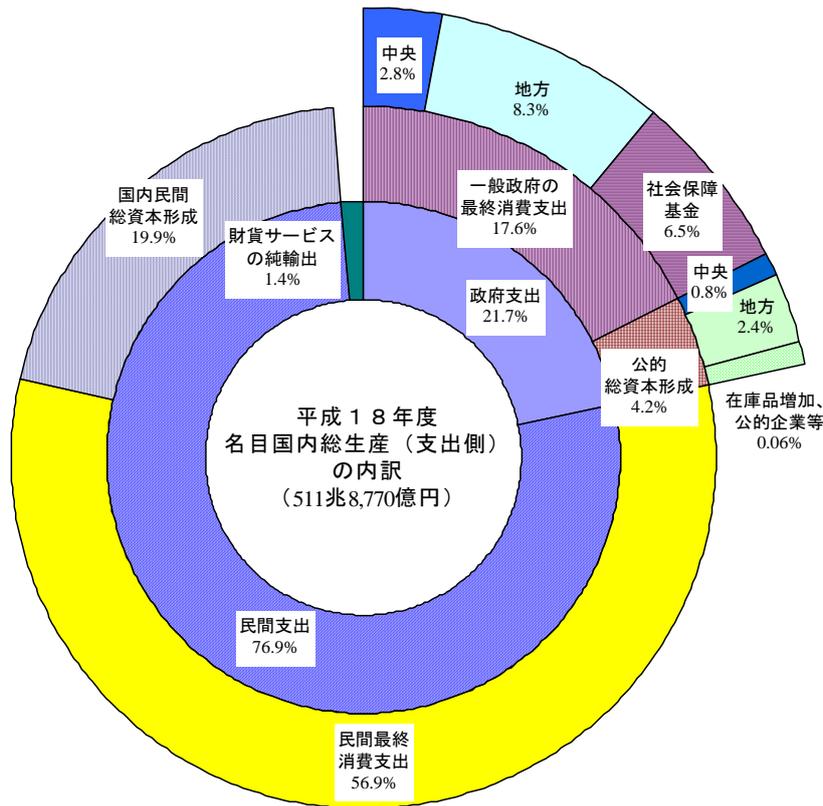


図5-1 平成18年度における名目国内総生産（支出側）の部門別勘定<sup>63</sup>

例えば、公共工事の高炉セメントのように、国等の機関の調達量が特定調達物品の2割を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献していることは明らかである。また、文具類の筆記具のように、国等の機関の調達量が特定調達物品の3%に満たない品目についても、

<sup>63</sup> 資料：平成18年度国民経済計算

平成 12 年度から平成 18 年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品の割合が倍増するなど急伸しており、グリーン購入の推進による公的機関の初期需要の創出がその大きな要因となっているものと考えられる。

## （２）地方公共団体の取組推進による市場形成効果拡大への期待

平成 19 年度に地方公共団体を対象に実施した「グリーン購入に関するアンケート調査」結果によると、グリーン購入に関する調達方針を策定している団体は 29.1%で、平成 18 年度の 31.8%から 1.7 ポイント下がっている。これを団体の規模別にみると、都道府県及び政令指定都市についてはすべての団体において、また、市区については 44.1%の団体においてグリーン購入に関する調達方針を策定しているのに対し、町村については 9.2%に止まっており、グリーン購入に関する調達方針の策定状況は、団体の規模により大きな差異がみられる。とりわけ町村においては、60.3%の団体が依然として「策定予定なし」としており、今後のさらなるグリーン購入の進展のためには、町村におけるグリーン購入の推進が極めて重要と考えられる。そのためには、グリーン購入の推進に向けた職員の意識の高揚、普及啓発及び推進体制の整備等が不可欠であり、国及び都道府県の適切な情報提供、指導・助言等が重要であると考えられることから、環境省においては、特に小規模地方公共団体がグリーン購入に容易に取り組めるよう「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を作成し、普及啓発を実施しているところである。

今後、我が国全体及び各地域におけるグリーン購入の市場の形成及び拡大のための牽引役としての地方公共団体の役割がより一層重要になるとともに、地方公共団体におけるグリーン購入のさらなる推進により、環境物品等への需要の転換が加速的に促されることが大いに期待される。